

小竹町高齢者保健福祉計画

平成30年3月

小 竹 町

【目次】

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
(1) 支え合いの地域づくりを推進する計画の策定	3
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した計画の策定	3
(3) 住民参加による計画策定	4
(4) 高齢者アンケート調査結果の分析に基づく計画の策定	4
(5) パブリックコメントの実施	4

第2章 高齢者に関わる現状と課題

1. 小竹町の概況について	5
(1) 位置と地勢	5
(2) 沿革	5
2. 統計等で見る町の現状	6
(1) 人口	6
(2) 高齢者人口の状況	7
(3) 高齢者世帯の状況	9
(4) 要介護認定の状況	10
3. 町の高齢者保健福祉に関わる社会資源	11
(1) 小竹町社会福祉協議会	11
(2) 小竹町保健センター	11
(3) 医療機関	11
(4) 小竹町在宅介護支援センター	11
(5) 小竹町長寿健康の家	11
(6) 小竹町地域包括支援センター	11

4. アンケート等で見える現状	12
(1) 高齢者の保健福祉に関するアンケート	12
①調査の目的	12
②調査の実施概要	12
③調査結果	13
(2) 高齢者生活アンケート	19
①調査の目的	19
②調査の実施概要	19
③調査結果	19
(3) ワークショップ・関係団体ヒアリング	27
①ワークショップ実施状況	27
②関係団体ヒアリング実施状況	27
5. 課題整理	28
(1) 高齢化の進行について	28
(2) 健康の保持・増進について	28
(3) 地域包括ケアについて	28
①介護及び保健・福祉・医療との連携	28
②介護予防	28
③認知症対策	29
④住民同士の支え合い	29
(4) 社会参加と生きがいづくり	30
(5) 安全・安心について	30

第3章 介護保険事業の展開

1. 国の動向	31
2. 福岡県介護保険広域連合における基本方針	31
3. 事業量推計	32
(1) 小竹町の将来人口推計	32
(2) 小竹町の要介護等認定者数の将来推計	34
(3) 介護保険サービスの利用量の見込み	35
①介護予防サービスの利用量の見込み	35
②介護サービスの利用量の見込み	36

第4章 計画の基本理念・施策の体系

1. 計画の基本理念	37
2. 計画の基本目標	38
(1) 介護予防・地域生活の継続支援	38
(2) 生涯にわたる健康的な生活の実現	38
(3) 社会参加と生きがいつくり	38
(4) 安全・安心な地域づくり	38
3. 施策の体系	41

第5章 施策の展開

1. 介護予防・地域生活の継続支援<地域支援事業>	43
(1) 介護予防・生活支援サービス	43
①訪問型サービス(第1号訪問事業)	43
②通所型サービス(第1号通所事業)	44
③その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)	44
④介護予防支援事業(ケアマネジメント)	45
(2) 一般介護予防事業	45
①介護予防普及啓発事業	45
②地域介護予防活動支援事業	45
(3) 包括的支援事業	46
①介護予防ケアマネジメント事業	46
②総合相談支援業務	46
③権利擁護業務	46
④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	46
⑤地域ケア会議	46
⑥在宅医療・介護連携推進事業	47
⑦認知症総合支援事業	47
⑧生活支援体制整備事業	47
(4) 家族介護支援事業	47
①家族介護継続支援事業(介護用品の支給など)	47
(5) その他の事業	48
①成年後見制度利用支援事業	48
②住民主体の支援活動の推進	48

2. 生涯にわたる健康的な生活の実現	49
(1) 健康増進事業	49
①健康教育	49
②各種健診（検診）	49
③訪問指導	52
(2) 老人福祉事業	53
①在宅介護支援センター運営事業	53
②生活管理指導員派遣事業	53
③生活管理指導短期宿泊事業	53
④介護保険以外の福祉施設	53
3. 社会参加と生きがいづくり	54
(1) シルバー人材センター	54
(2) 老人クラブ助成事業	54
(3) 長寿健康の家の活用	54
(4) 生涯スポーツ活動の普及・促進	54
4. 安全・安心な地域づくり	55
(1) 緊急通報体制等整備事業	55
(2) ひとり暮らし高齢者等見守り事業	55
(3) 救急安心カード配布事業	55
(4) 巡回バスの利便性向上と買い物支援の充実	56
(5) 防災・防犯体制の確立	56

第6章 計画の推進

1. 計画の周知	57
2. 計画の推進体制	57
3. 計画の進行管理	57

資料編

1. 小竹町高齢者対策審議会条例	59
2. 小竹町高齢者対策審議会 委員名簿	60
3. 小竹町高齢者保健福祉計画 策定経過	61
4. ワークショップ実施報告	62
5. ヒアリング実施報告	68
6. 用語解説	79

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本町の高齢化率は平成29年10月1日現在で38.6%と、国や県の平均を大幅に上回っています。そこで、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、高齢者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等になることの予防、要介護状態の軽減・悪化防止といった制度の理念を維持しながら、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築し、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

本町では、平成27年3月に老人福祉法に基づく老人福祉計画である「小竹町高齢者保健福祉計画」を策定し、その計画期間が平成29年度で最終年度となるため、平成30年度を初年度として平成32年度までの3カ年計画を策定する必要があります。

「小竹町高齢者保健福祉計画」は、高齢者に関する保健・福祉・介護のニーズを的確に把握し、課題・問題点の分析を行うことにより、本町における高齢者保健福祉施策を総合的に進めて行くために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。さらに、高齢者保健福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成するとされています。

本町は福岡県介護保険広域連合に加入しており、介護保険事業計画に関する事項については、広域連合が策定する「第7期介護保険事業計画」と調整を図りながら、計画策定を行いました。

このため、小竹町の高齢者保健福祉計画は、介護保険給付対象外の保健福祉事業を含めた地域における高齢者保健福祉事業全般にわたる計画として位置づけられます。

また、計画においては、高齢者の見守りなど社会福祉への住民参加、福祉サービスの利用推進等、地域福祉の内容を含んでいることから、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画の一部を兼ねています。

■計画の位置づけ

◎地域福祉計画【社会福祉法第 107 条】

（社会福祉への住民参加、福祉サービスの利用推進・事業発達、要援護者支援）

●小竹町高齢者保健福祉計画

（全ての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する計画）

○介護保険事業計画<広域連合策定>

（要介護・要支援高齢者等の介護サービス等の
基盤整備に関する実施計画）

3. 計画の期間

計画は介護保険事業計画と一体のものとして推進する必要があるため、平成 30 年度を初年度とする平成 32 年度までの3年間を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域包括ケアシステムの構築による「支え合いの地域づくり」と、「地域包括ケアシステムの深化・推進」が重要となってきます。

そして、将来的には、高齢、障がい、児童、生活困窮等の生活分野で連携・協力し、同様の考え方に基づいた支援のネットワークを構築していくことが求められています。

(1) 支え合いの地域づくりを推進する計画の策定

- ①地域包括ケアの実現に向けた取り組みの一つとして、生きがい施策や健康施策等と連携して進めていく必要があります。日常的に支援が必要な高齢者の増加に加え、多様化・個別化するニーズに対応していくためには、NPO やボランティア等、多様な提供主体の活動の支援が必要となってきます。
- ②地域で提供されているインフォーマルなサービスの質と量を確保しつつ、いかに共助のサービスメニューに取り入れていけるか、また、高齢者自身も地域の一員として、自分たちでいつまでも地域の中で安心して暮らしていける、支え合いの地域づくりにいかに参画していくか、その主体性と行動力を引き出すことが必要となってきます。
- ③在宅生活の支援を中心として、そのための地域の見守り・支え合いを強めていくには、地域で活動する多様な組織・団体等の連携協力、他分野での専門機関同士の連携協力が必要であり、そのためのネットワークづくりが必要となります。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進を目指した計画の策定

前回の高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成 27 年度～29 年度）の策定時には、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる平成 37 年（2025 年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築が求められました。地域包括ケアシステムは、「生活介護・介護予防」、「在宅医療・介護の連携」、「認知症施策の推進」、「住まいと住まい方」等幅広いシステムです。

今後は、この地域包括ケアシステムをより深化・推進させ、高齢者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態となることを予防、要介護状態の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。

そして、高齢者保健福祉計画においては、この地域ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者を取り巻く地域の様々な社会資源を結び付け、地域全体で高齢者を支え合う方向性を示す必要があります。

(3) 住民参加による計画策定

前期計画の策定においては、住民参加による計画の策定が行われています。

今回も住民参加の計画策定を継承し、ワークショップや関係団体へのヒアリングによる現状把握と、課題の整理・必要な取り組み等の議論により、必要な施策の検討を行いました。

(4) 高齢者アンケート調査結果の分析に基づく計画の策定

在宅介護認定者向けの独自調査を実施し、さらに、福岡県介護保険広域連合の高齢者生活アンケートの結果を分析し、国や県の指標との比較検討を行うことにより、高齢者の実態とニーズの把握を行い、計画に反映させています。

(5) パブリックコメントの実施

平成30年2月に計画の素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

第2章 高齢者に関わる現状と課題

第2章 高齢者に関わる現状と課題

1. 小竹町の概況について

(1) 位置と地勢

本町は福岡県の中央北部、鞍手郡の南東部に位置し、北から東は直方市、東から南は飯塚市、西は宮若市に隣接した総面積 14.18k㎡の町です。

本町の東部には御徳段丘と福智山（900.8m）を主峰とした支脈が南北方向に位置し、西部には六ヶ岳（339.0m）の丘陵が北西にあるほかは概ね平坦で町の中央を遠賀川が北流しています。

町の主要幹線である国道 200 号が遠賀川沿いに南北に走り、これに JR 筑豊本線が並走しており、直方市や飯塚市への交通の拠点となっています。また、町の北東部を平成筑豊鉄道伊田線が北から東に走っており、直方市と田川郡福智町を結んでいます。

(2) 沿革

明治 22 年の市町村制導入により勝野・新多・新山崎・南良津・御徳・赤地の 6 か村がそれぞれ合併して勝野村が発足しました。

その後、昭和 3 年に施行された町制により現在の「小竹町」に名称変更され、昭和 33 年に赤地の一部が本町から分離して直方市に編入され、現在の町域となりました。

2. 統計等で見える町の現状

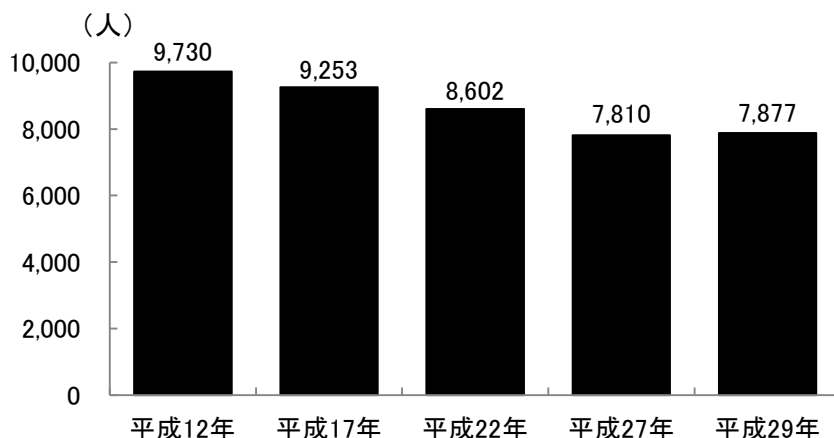
(1) 人口

本町の人口は平成 29 年 10 月 1 日現在、7,877 人となっています。昭和 60 年から人口は減少し続け平成 12 年に 1 万人を割り込み、平成 22 年の国勢調査で 8 千人台、平成 27 年の国勢調査で 7 千人台となり、現在に至っています。

年齢別にみると、平成 29 年では、65 歳以上の人口が 3,041 人で、全体の 38.6%となっています。

また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が徐々に減少しており、年少人口は、724 人で 9.2%、生産年齢人口は 4,112 人で 52.2%となっています。一方、65 歳以上の高齢者人口の構成比が高くなり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

【総人口の推移】



■総人口の推移

人口	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2017 年
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 29 年
総人口(人)	9,730	9,253	8,602	7,810	7,877
増減率(%)	-	-4.9	-7.0	-9.2	0.9

※増減率は前 5 年での対比（平成 29 年は平成 27 年との対比）

■年齢別人口の推移

区分	人口(人)				構成比率(%)			
	0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産年齢人口)	65 歳以上	計	0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産年齢人口)	65 歳以上	計
平成 12 年	1,208	6,126	2,396	9,730	12.4	63.0	24.6	100.0
平成 17 年	1,093	5,570	2,590	9,253	11.8	60.2	28.0	100.0
平成 22 年	929	5,002	2,670	8,601	10.8	58.2	31.0	100.0
平成 27 年	740	4,156	2,907	7,803	9.5	53.3	37.2	100.0
平成 29 年	724	4,112	3,041	7,877	9.2	52.2	38.6	100.0

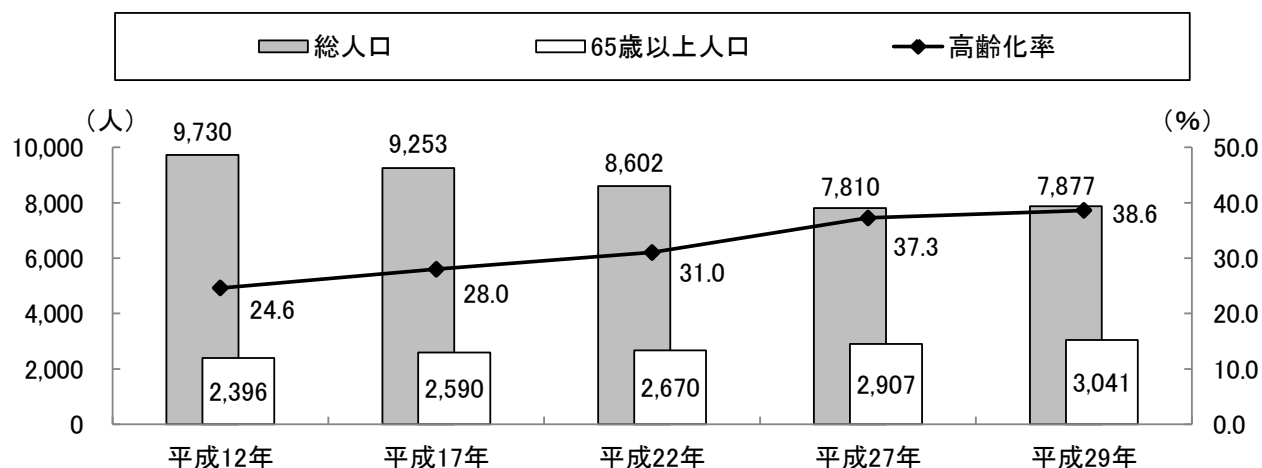
※総人口には年齢不詳も含まれるため、上記の計とは一致しないことがある。

資料：平成 12～27 年国勢調査 平成 29 年：小竹町住民基本台帳（10 月 1 日時点）

(2) 高齢者人口の状況

年齢階層ごとの人口推移をみると、高齢者の人口が増加し、65歳未満の人口が減少しています。その結果、高齢化率が上がってきています。平成27年では37.3%、平成29年は38.6%となっています。

【高齢化率の推移】

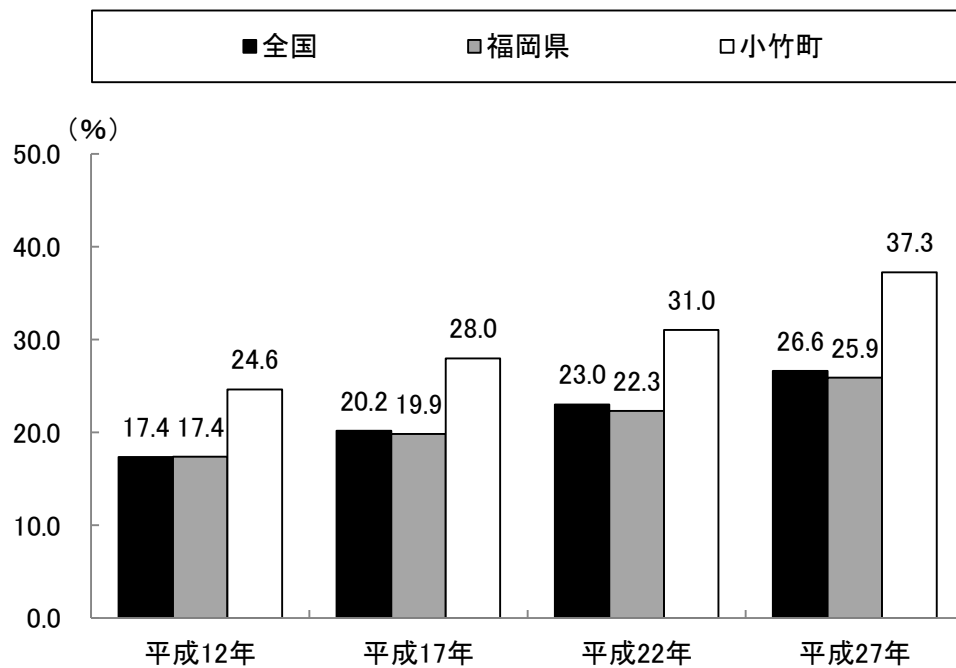


■高齢化率の推移

区分	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年	
総人口	人	9,730	9,253	8,602	7,810	7,877	
40歳未満人口	人	3,740	3,437	3,009	2,421	2,425	
40～64歳人口	人	3,594	3,226	2,922	2,475	2,411	
65歳以上人口	人	2,396	2,590	2,670	2,907	3,041	
前期高齢者	人	1,267	1,223	1,222	1,403	1,498	
後期高齢者	人	1,129	1,367	1,448	1,504	1,543	
年齢不詳	人	-	-	1	7	-	
高齢化率	%	24.6	28.0	31.0	37.3	38.6	
前期高齢者	%	13.0	13.2	14.2	18.0	19.0	
後期高齢者	%	11.6	14.8	16.8	19.3	19.6	
内訳	65～69歳	人	635	641	628	822	911
	70～74歳	人	632	582	594	581	587
	75～79歳	人	511	562	525	519	549
	80～84歳	人	322	446	451	421	444
	85歳以上	人	296	359	472	564	555

資料：平成12～27年国勢調査 平成29年：小竹町住民基本台帳（10月1日時点）

【高齢化率の推移（全国・福岡県・小竹町の比較）】



■ 高齢化率の推移（全国・福岡県・小竹町の比較）

（単位：％）

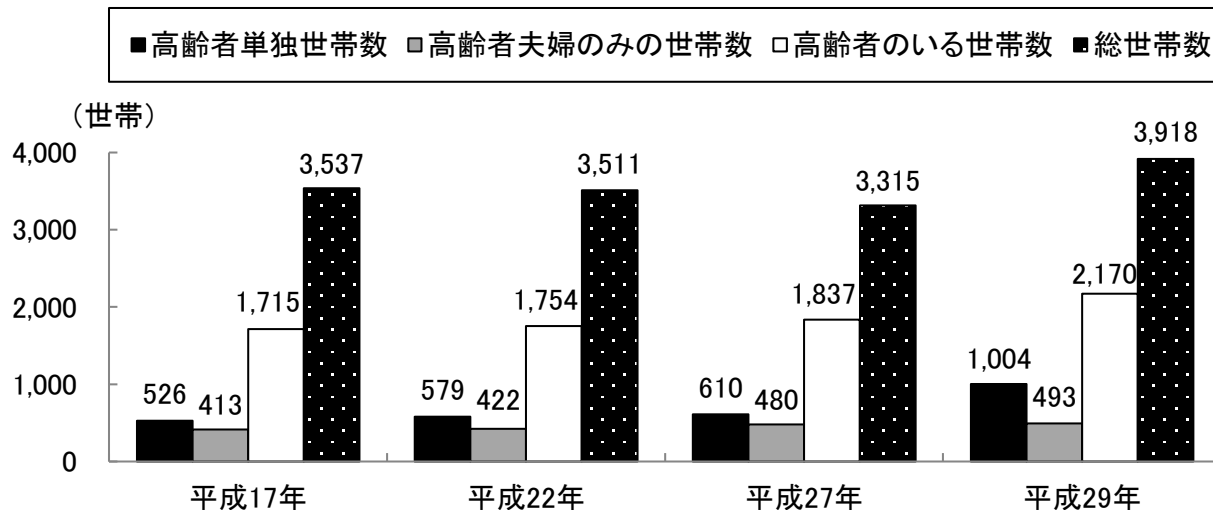
区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
全国	17.4	20.2	23.0	26.6
福岡県	17.4	19.9	22.3	25.9
小竹町	24.6	28.0	31.0	37.3

資料：国勢調査

(3) 高齢者世帯の状況

平成27年から平成29年まで、高齢者のいる世帯数は増加しています。高齢者世帯では、単独世帯は、平成27年の610世帯から平成29年は1,004世帯へと増加し、高齢者夫婦のみの世帯も増加傾向にあります。

【高齢者世帯数の状況】



■ 高齢者世帯数の状況

区分	実数(世帯)				構成比(%)			
	H17年	H22年	H27年	H29年	H17年	H22年	H27年	H29年
高齢者単独世帯数	526	579	610	1,004	14.9	16.6	18.4	25.6
高齢者夫婦のみの世帯数	413	422	480	493	11.7	12.1	14.5	12.6
高齢者のいる世帯数	1,715	1,754	1,837	2,170	48.5	50.2	55.4	55.4
総世帯数	3,537	3,511	3,315	3,918	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：平成17～27年国勢調査 平成29年：小竹町住民基本台帳（10月1日時点）

■ 世帯数の推移

区分	単位	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
総世帯数	世帯	3,537	3,511	3,315	3,918
総世帯人員	人	9,253	8,602	7,810	7,877
1世帯当たり人員	人	2.62	2.45	2.36	2.01

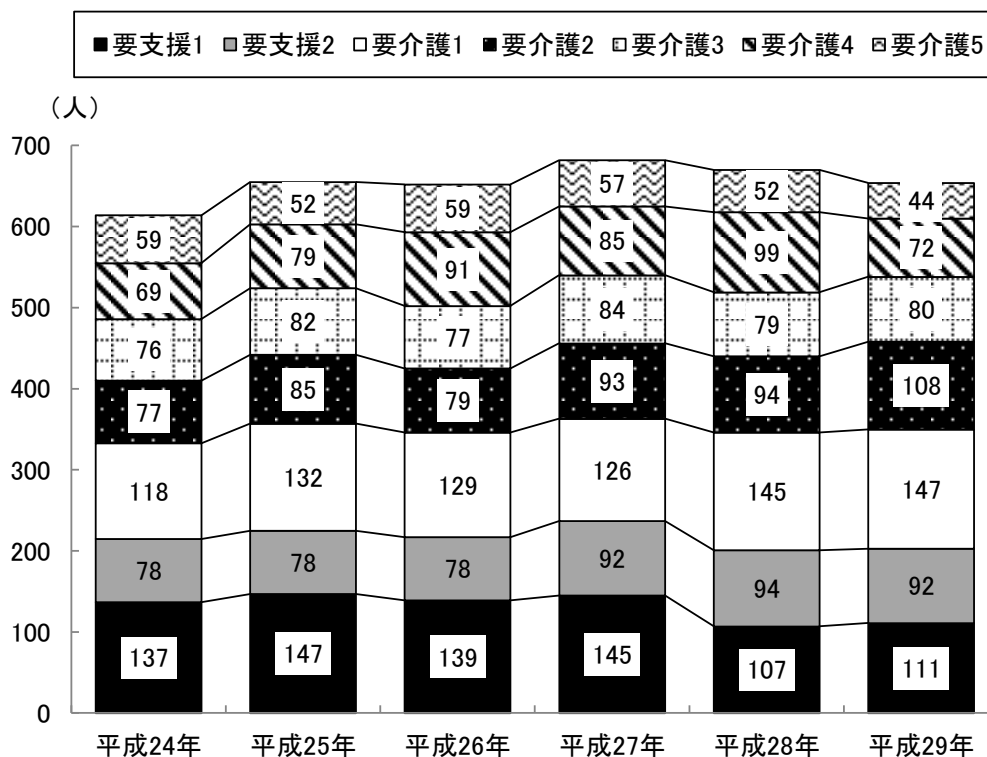
資料：平成17～27年国勢調査 平成29年：小竹町住民基本台帳（10月1日時点）

(4) 要介護認定の状況

高齢化が進む中であって、認定者の数は平成24年から25年まで増加し、平成26年に微減したものの、平成27年に再び増加しています。その後、平成28年から減少傾向になっています。

要介護度別にみると、平成29年では、要支援2、要介護4・5は減少し、要支援1、要介護1・3はほぼ横ばいであり、要介護2は認定者が増加しています。

【要介護認定者数の推移（第1号被保険者）】



■要介護認定者数の推移（第1号被保険者）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	137	147	139	145	107	111
要支援2	78	78	78	92	94	92
要介護1	118	132	129	126	145	147
要介護2	77	85	79	93	94	108
要介護3	76	82	77	84	79	80
要介護4	69	79	91	85	99	72
要介護5	59	52	59	57	52	44
合計	614	655	652	682	670	654

資料：福岡県介護保険広域連合（各年4月1日現在）

3. 町の高齢者保健福祉に関わる社会資源

高齢者の保健福祉サービスを提供している主な施設、機関は以下のとおりです。

(1) 小竹町社会福祉協議会

地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することができるよう、ふれあいサロン等の高齢者福祉に関する活動や、在宅の高齢者や障がいのある人に向けた事業や、低所得者向けの生活福祉資金貸付事業等を実施しています。

また、総合福祉センターを地域福祉推進活動の中心拠点として民間福祉活動、ボランティア活動を実施し、ボランティアの育成、ふれあい電話での安否確認等を行っています。

(2) 小竹町保健センター

町民の健康保持、健康増進及び疾病予防等、総合相談を実施し、サービス提供を行っています。

(3) 医療機関

本町の医療施設は病院1施設、診療所4施設、歯科診療所5施設の計10施設が開設されています。

休日・夜間の救急体制については、休日の診療を行う在宅当番医を直方鞍手医師会に委託するとともに、直方鞍手広域市町村圏事務組合で休日等急患センターを運営しています。

(4) 小竹町在宅介護支援センター

高齢者又はその家族からの介護や生活支援などに関する相談に応じ、各種保健・福祉サービス（介護保険を含む）が総合的に受けられるように、町やサービス実施機関及び居宅介護支援事業所との連絡調整を行っています。介護老人保健施設「きんもくせい」内に設置しています。

(5) 小竹町長寿健康の家

高齢者の健康と福祉の増進を図るとともに、介護予防の拠点施設として、平成25年に総合福祉センター横に設置しています。

(6) 小竹町地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者に対して、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から継続的・包括的な支援を行う機関として、包括的支援事業を行っています。平成25年4月に、福岡県介護保険広域連合鞍手支部（宮若市）から町内に設置され、町の運営となっています。

平成28年度から役場の福祉課内に配置されています。

4. アンケート等で見える現状

(1) 高齢者の保健福祉に関するアンケート

①調査の目的

「小竹町高齢者保健福祉計画」の策定にあたり、高齢者の健康福祉・介護保険に関する実態と意向を把握することによって、今後の高齢者施策を充実させるとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査の実施概要

1) 調査実施期間

平成 29 年 8 月 21 日～9 月 4 日

2) 調査対象者

在宅認定者…平成 29 年 8 月 1 日現在、小竹町内に在住の満 65 歳以上の方で、要介護・要支援認定を受けており、在宅で生活をされている方全員を調査対象者としてしました。

3) 調査方法

- ・郵送配布、郵送回収
- ・本人記入方式（本人による記入が難しい場合は、家族等による代行記入）

4) 配布数及び回収状況等

	配布数	有効回収数	有効回収率
在宅認定者	370 件	168 件	45.4%

5) 次回調査への留意事項

- ・今回調査での回収率は、50 パーセントに満たないので、次回調査時には回収率を上げるため、調査方法等を十分に検討し実施します。

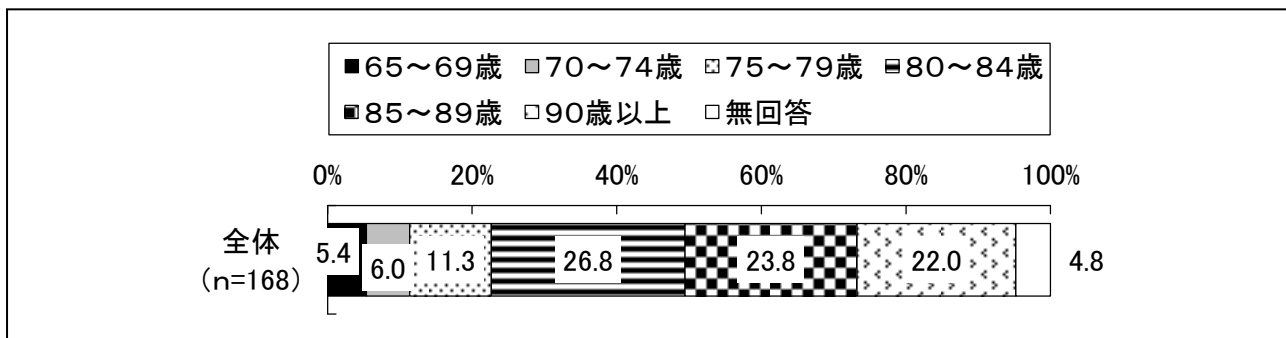
③調査結果

調査結果のうち、代表的な設問項目について結果を示します。

1) 回答者の基本属性

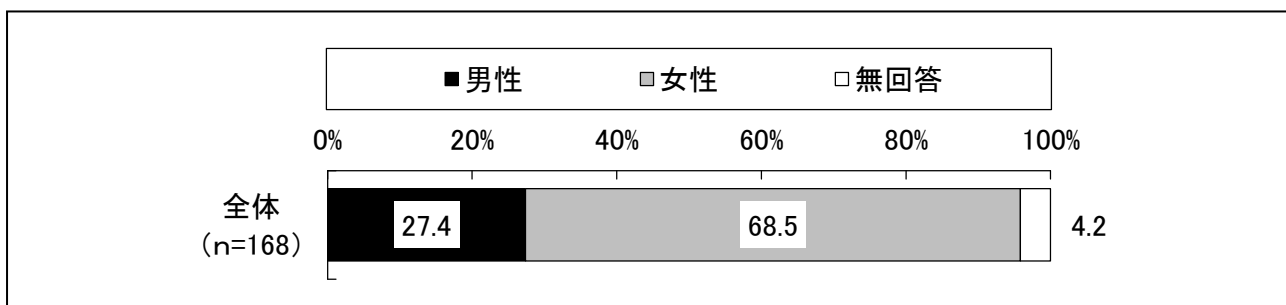
■年齢

「80～84 歳」(26.8%) が最も多く、次いで「85～89 歳」(23.8%)、「90 歳以上」(22.0%) となっており、前期高齢者(65～74 歳)は 11.4%、後期高齢者(75 歳以上)は 83.9%となっています。



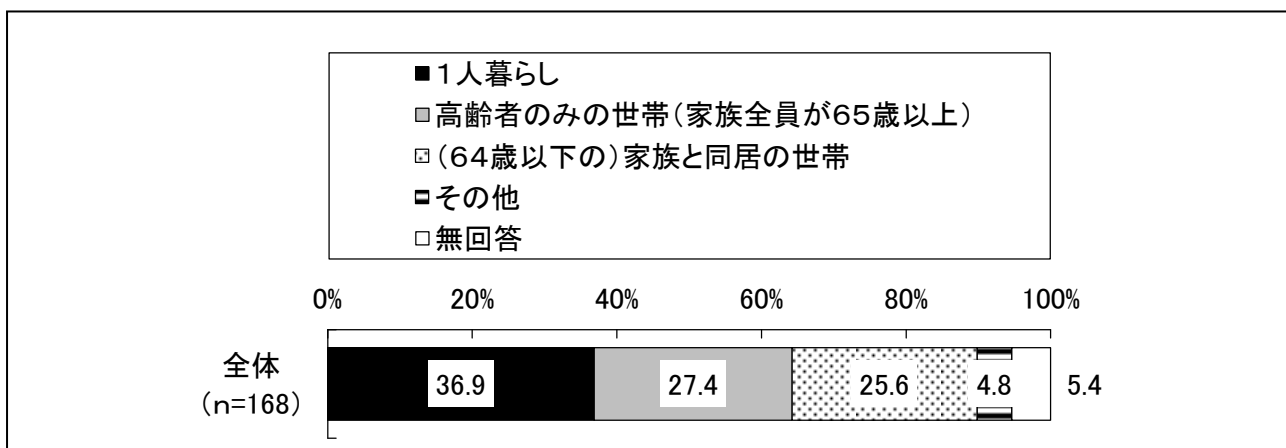
■性別

「女性」が68.5%となっており、「男性」(27.4%) を上回っています。



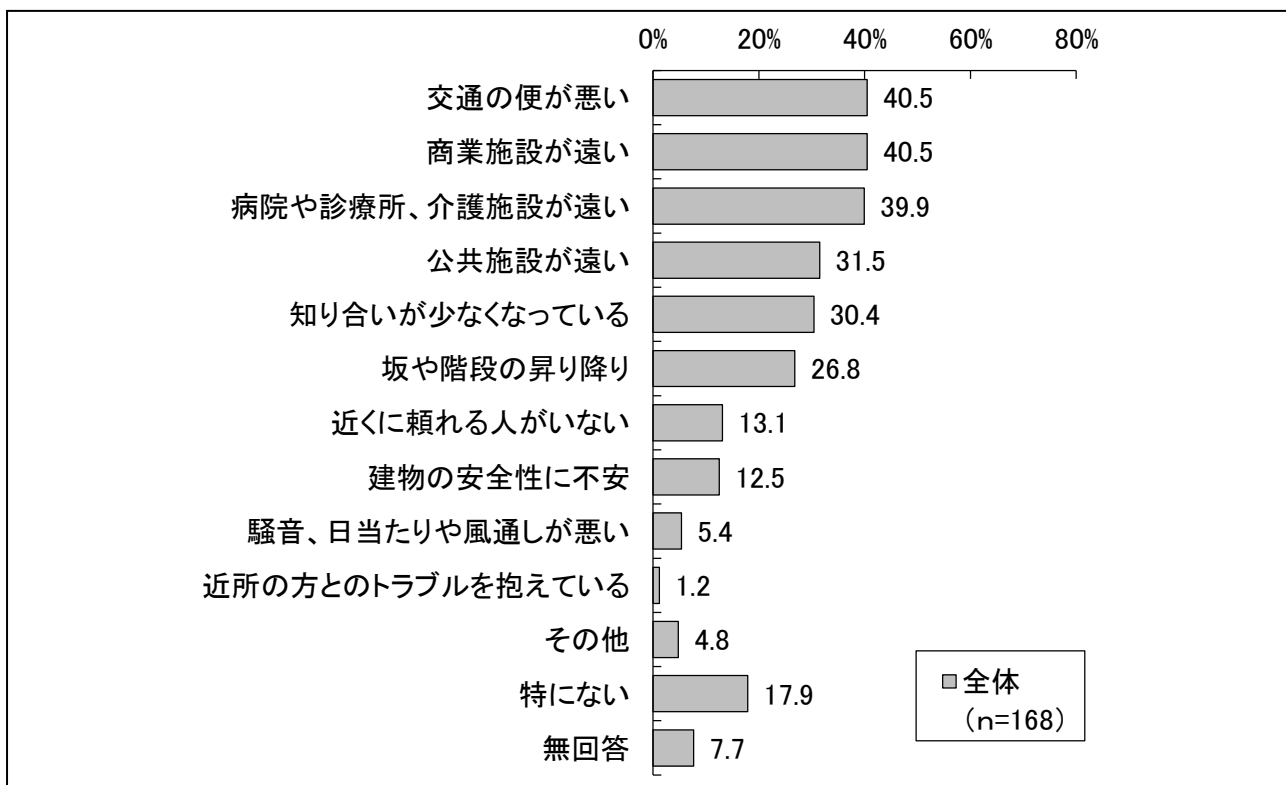
■家族構成

「1人暮らし」(36.9%) が最も多く、次いで「高齢者のみの世帯(家族全員が65 歳以上)」(27.4%)、「(64 歳以下の)家族と同居の世帯」(25.6%)、「その他」(4.8%) となっています。



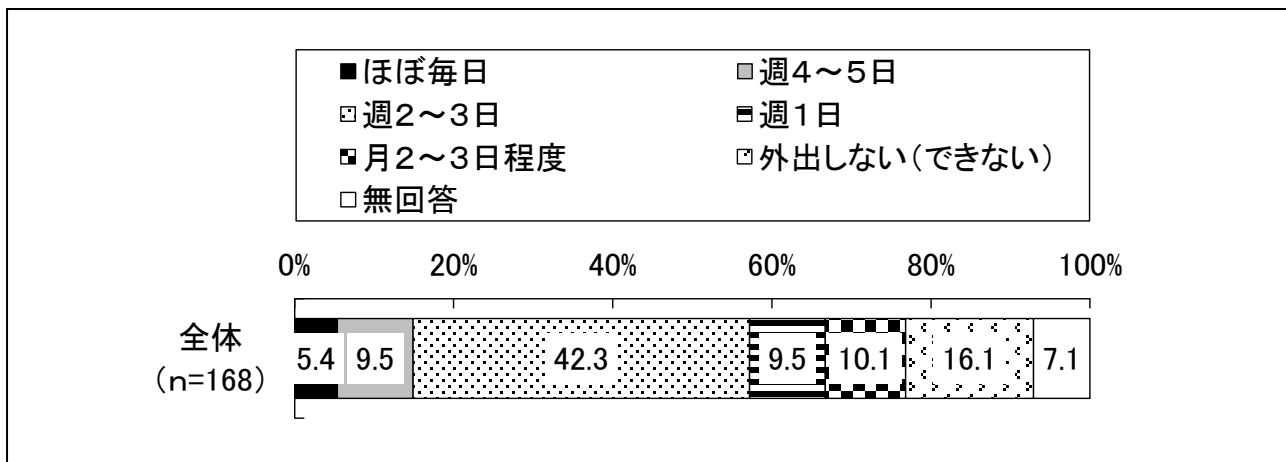
2) 住まいや周りの環境で困っていること

住まいや周りの環境で困っていることでは、「交通の便が悪い」「商業施設が遠い」（いずれも40.5%）が同率で最も多く、次いで「病院や診療所、介護施設が遠い」（39.9%）、「公共施設が遠い」（31.5%）、「知り合いが少なくなっている」（30.4%）となっています。



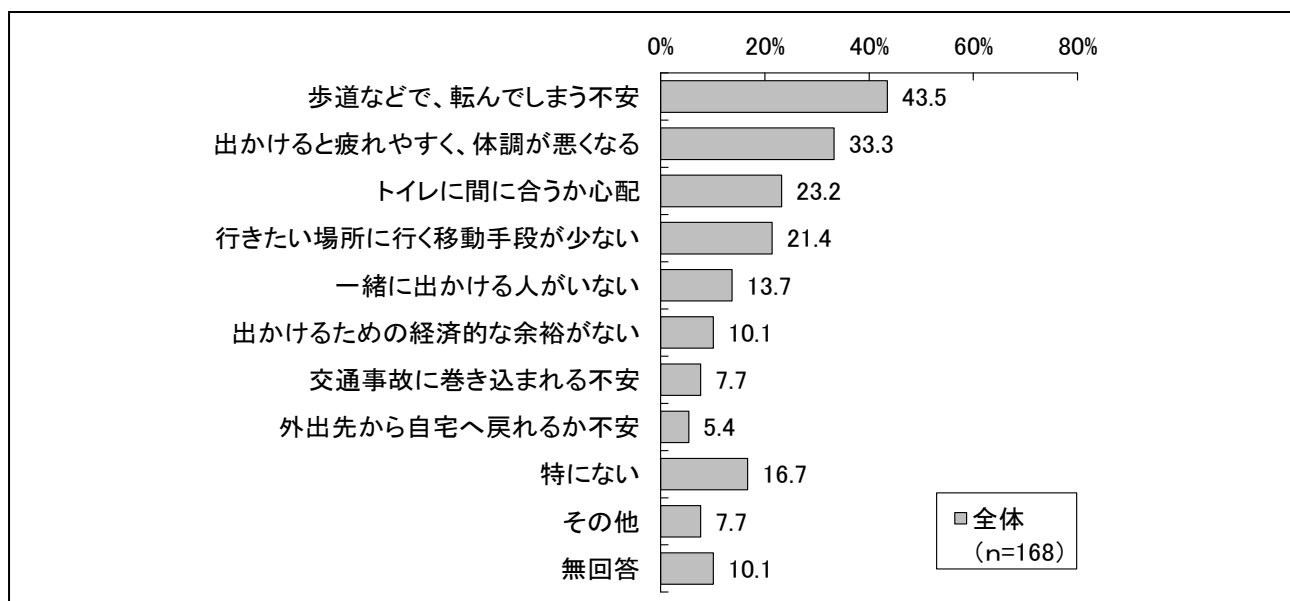
3) 外出の頻度

外出の頻度では、「週2～3日」（42.3%）が最も多く、次いで「外出しない（できない）」（16.1%）、「月2～3日程度」（10.1%）、「週4～5日」「週1日」（いずれも9.5%）となっています。また、『週に1回以上外出する人』（「ほぼ毎日」+「週4～5日」+「週2～3日」+「週1日」）の割合は7割弱（66.7%）となっています。



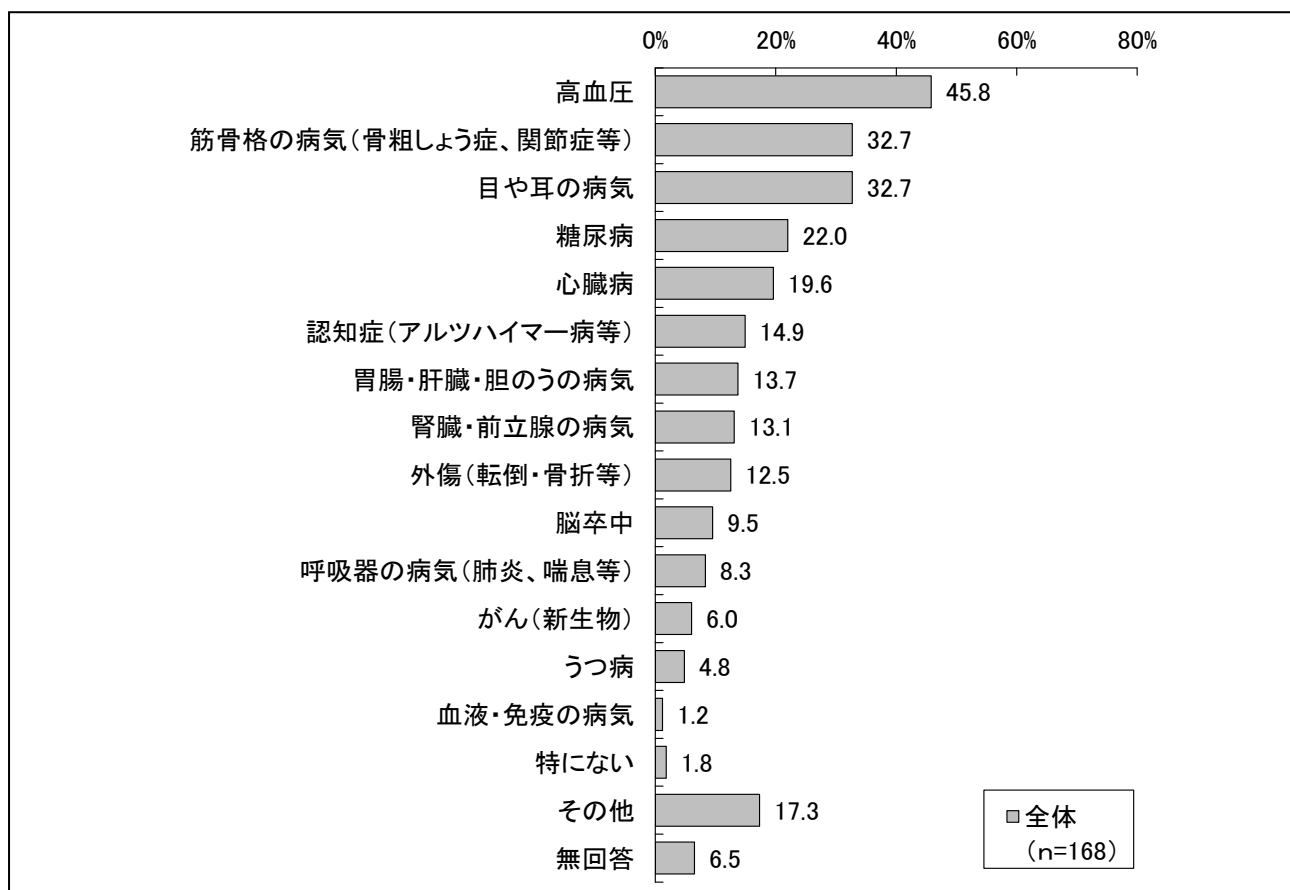
4) 外出する際の問題点や心配なこと

外出する際の問題点や心配なことでは、「歩道などで、転んでしまう不安」(43.5%)が最も多く、次いで「出かけると疲れやすく、体調が悪くなる」(33.3%)、「トイレに間に合うか心配」(23.2%)、「行きたい場所に行く移動手段が少ない」(21.4%)となっています。



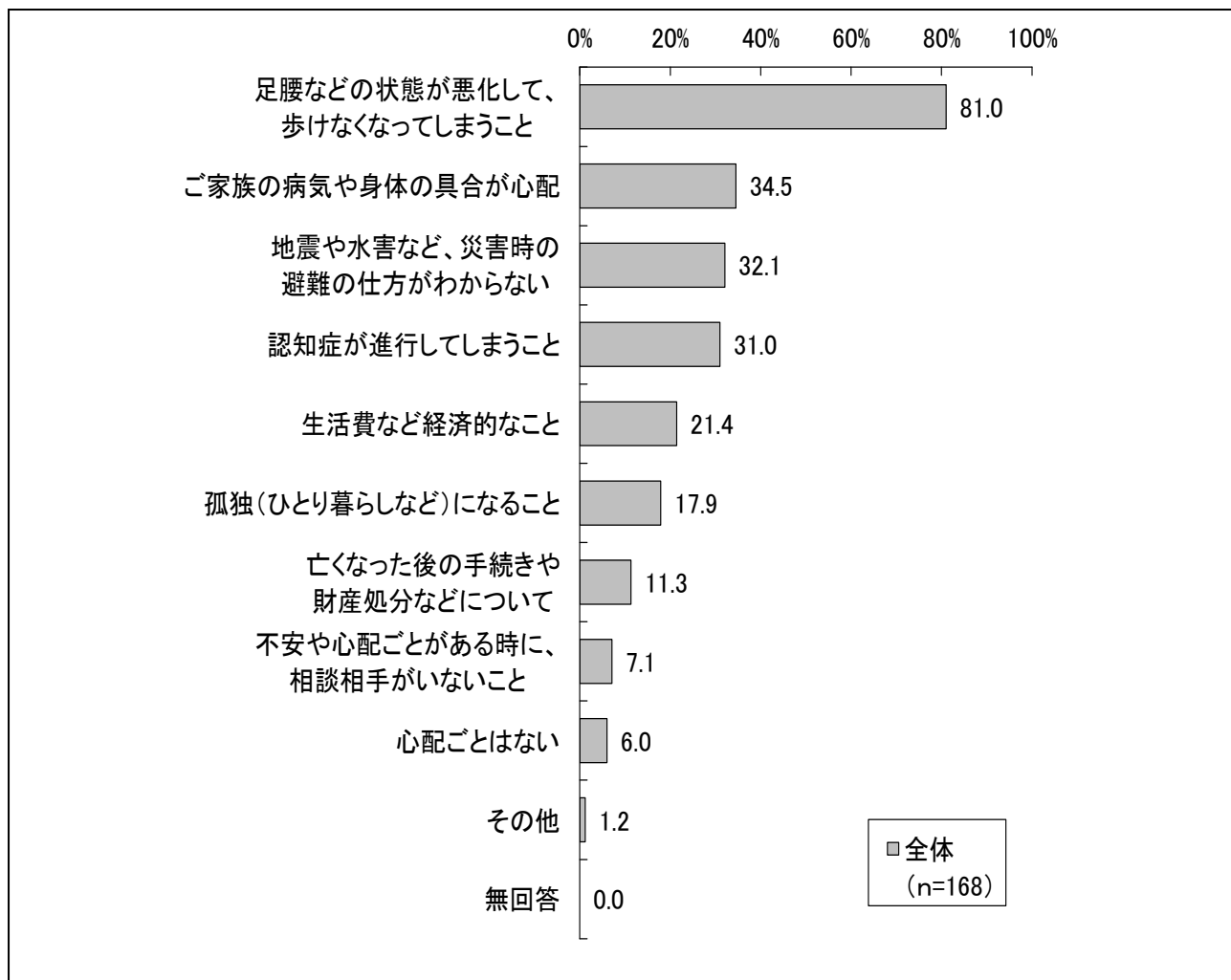
5) 現在の持病

現在の持病では、「高血圧」(45.8%)が最も多く、次いで「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」「目や耳の病気」(いずれも32.7%)、「糖尿病」(22.0%)、「心臓病」(19.6%)となっています。



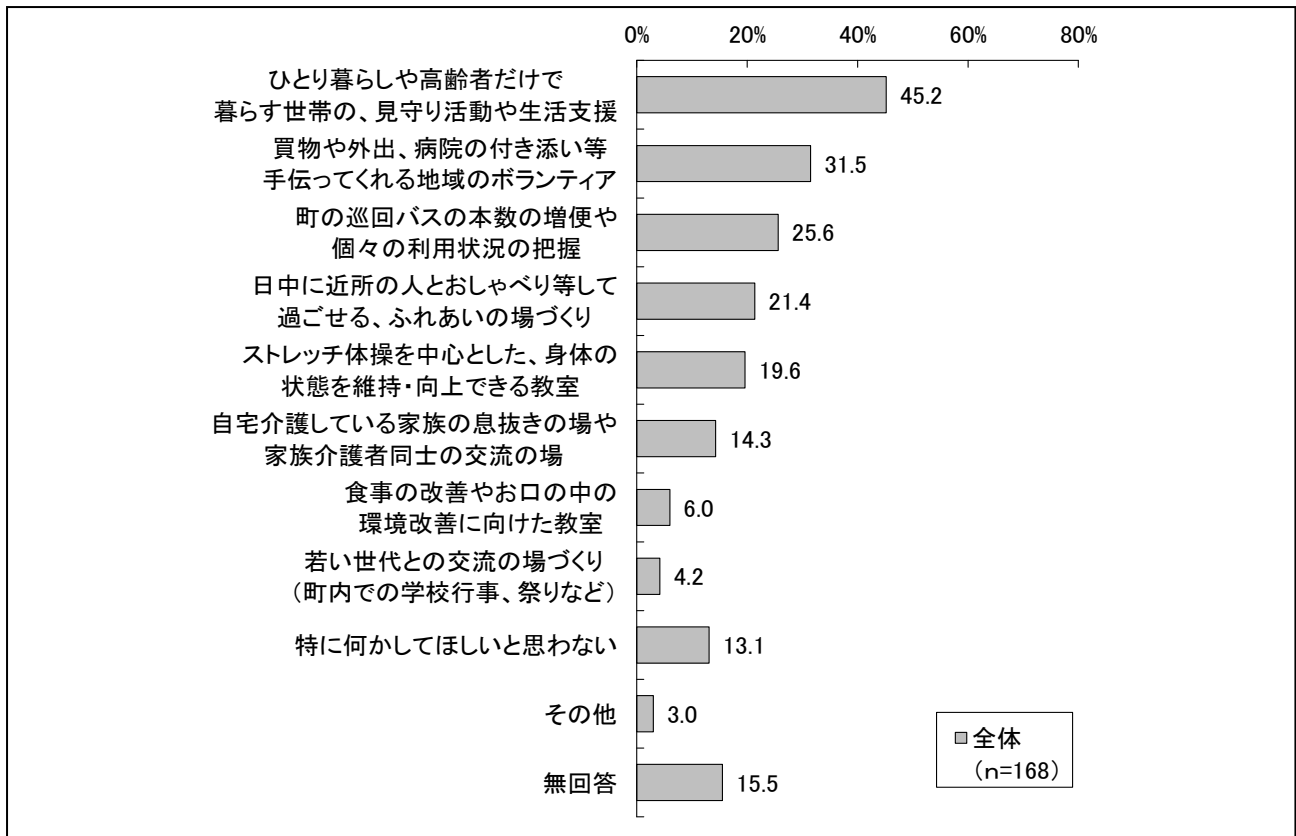
6) 今後の生活で心配や不安に思っていること

今後の生活で心配や不安に思っていることでは、「足腰などの状態が悪化して、歩けなくなってしまうこと」(81.0%)が最も多く、次いで「ご家族の病気や身体の具合が心配」(34.5%)、「地震や水害など、災害時の避難の仕方がわからない」(32.1%)、「認知症が進行してしまうこと」(31.0%)、「生活費など経済的なこと」(21.4%)となっています。



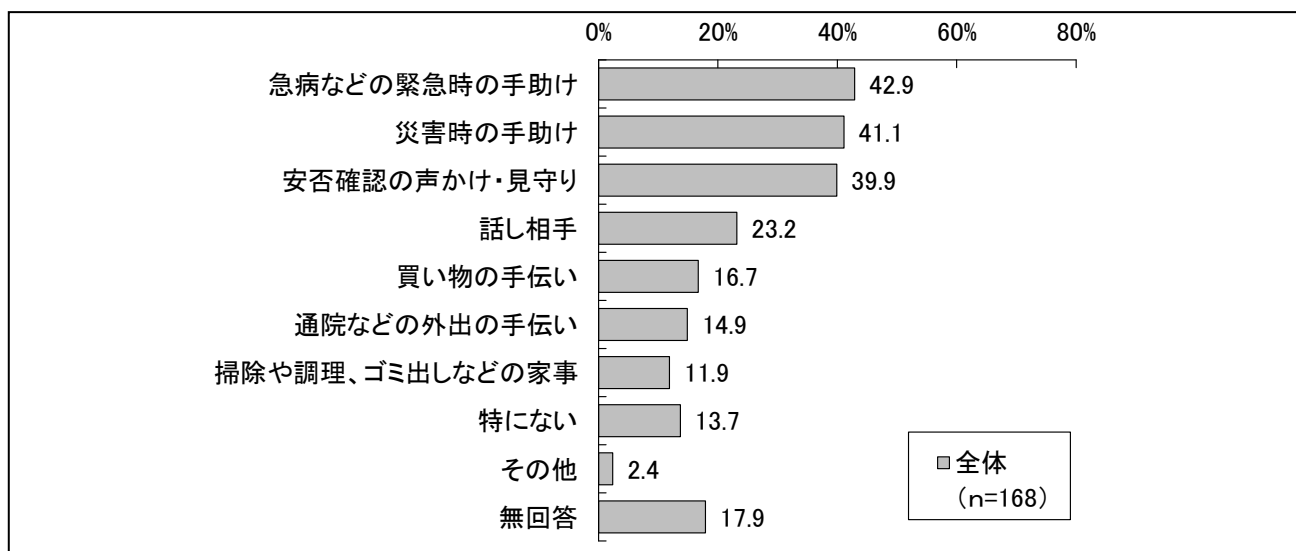
7) 町に取り組んでほしいこと

今後、地域生活の充実のために町に取り組んでほしいことでは、「ひとり暮らしや高齢者だけで暮らす世帯の、見守り活動や生活支援」(45.2%)が最も多く、次いで「買物や外出、病院の付き添い等手伝ってくれる地域のボランティア」(31.5%)、「町の巡回バスの本数の増便や個々の利用状況の把握」(25.6%)、「日中に近所の人とおしゃべり等して過ごせる、ふれあいの場づくり」(21.4%)、「ストレッチ体操を中心とした、身体の状態を維持・向上できる教室」(19.6%)となっています。



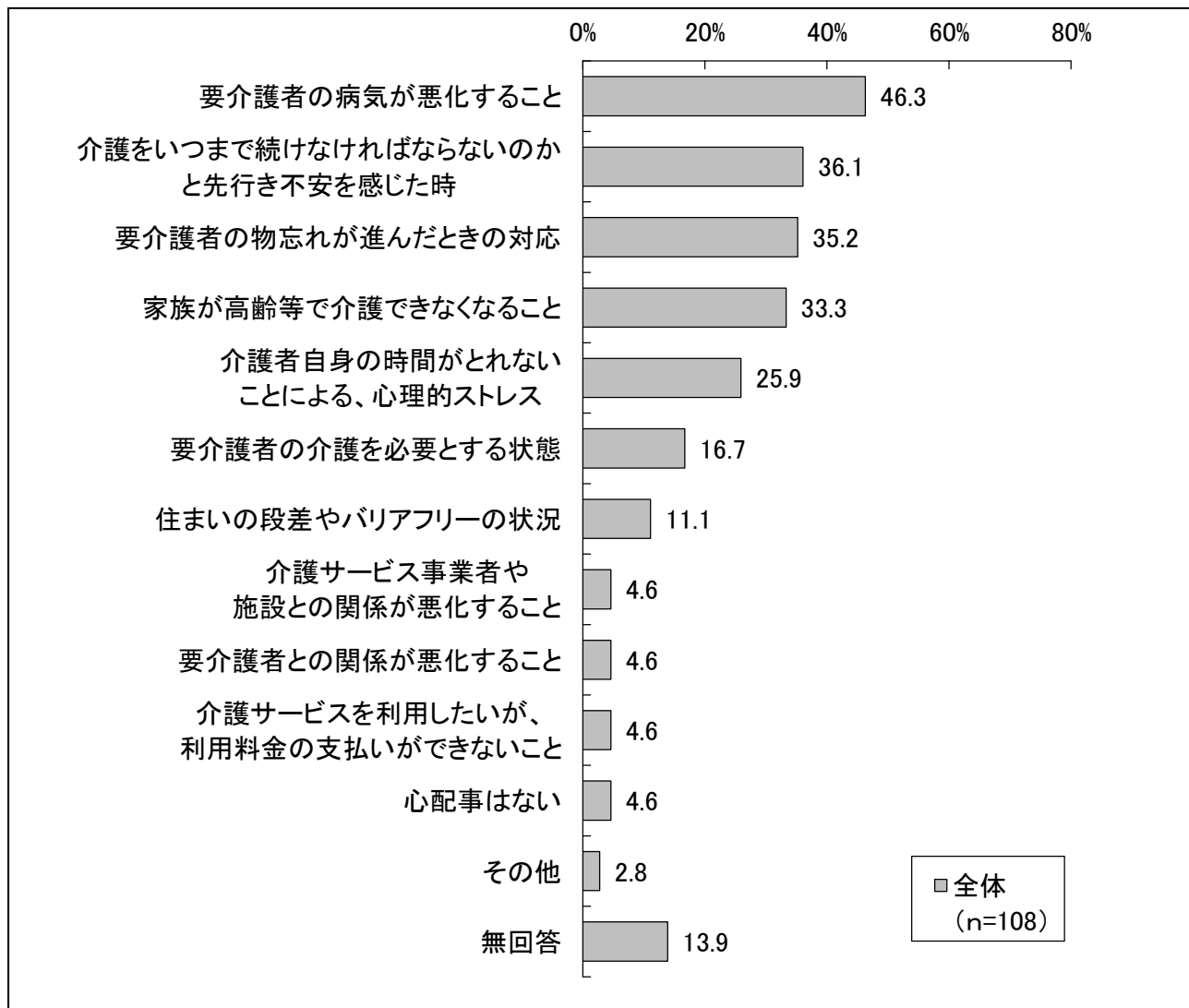
8) 近所の人に協力してほしいこと

近所の方に協力してもらえたら助かることでは、「急病などの緊急時の手助け」(42.9%)が最も多く、次いで「災害時の手助け」(41.1%)、「安否確認の声かけ・見守り」(39.9%)、「話し相手」(23.2%)となっています。



9) 現在の悩みや心配ごと (介護者が回答)

現在の悩みや心配ごとでは、「要介護者の病気が悪化すること」(46.3%)が最も多く、次いで「介護をいつまで続けなければならないのかと先行き不安を感じた時」(36.1%)、「要介護者の物忘れが進んだときの対応」(35.2%)、「家族が高齢等で介護できなくなること」(33.3%)、「介護者自身の時間がとれないことによる、心理的ストレス」(25.9%)となっています。



(2) 高齢者生活アンケート

①調査の目的

平成 29 年 5 月に小竹町在住の満 65 歳以上の介護認定を受けていない方を対象に、健康状態や生活の状況等を把握することを目的として、福岡県介護保険広域連合により高齢者生活アンケートが実施されました。

②調査の実施概要

1) 調査方法

- ・郵送配布、郵送回収

2) 配布数及び回収状況等

	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	776 件	381 件	49.1%

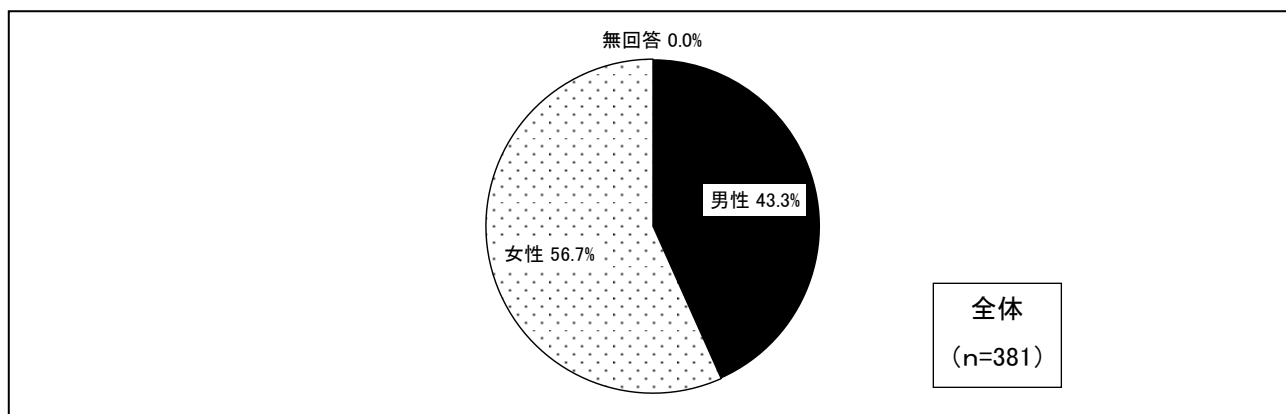
③調査結果

調査結果のうち代表的な設問項目について結果を示します。

1) 回答者の基本属性

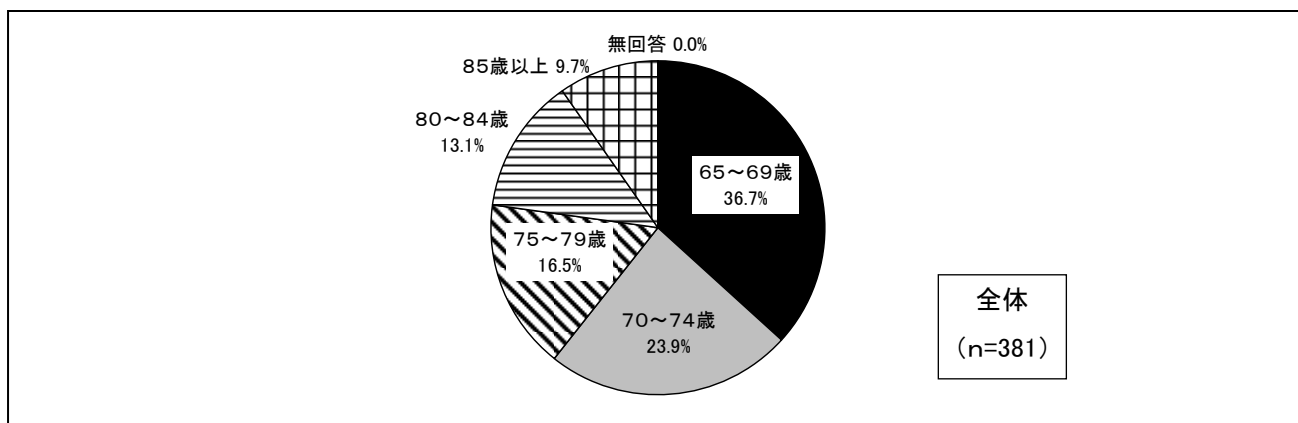
■性別

回答者は、女性 56.7%、男性 43.3%となっています。



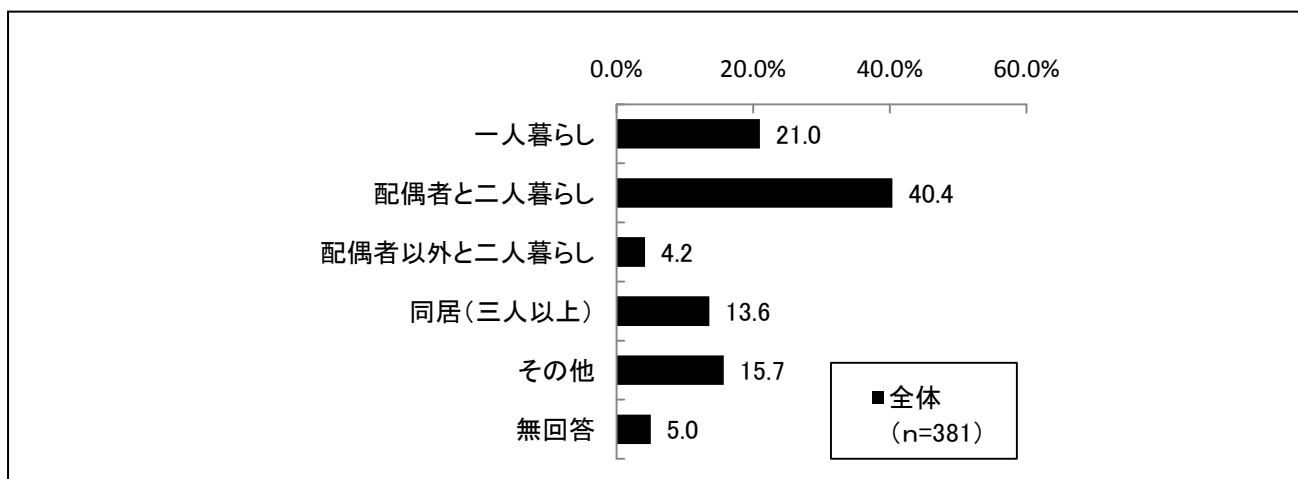
■年齢

年齢は、「65～69歳」（36.7%）が最も多く、次いで「70～74歳」（23.9%）となっており、前期高齢者が全体の6割を占めています。



■世帯構成

世帯構成では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」（40.4%）が最も多く、次いで「1人暮らし」（21.0%）が続いています。



2) 評価結果（非該当・リスクなしの割合）

■項目別評価結果

	調査数 (人)	運動器	転倒	閉じこも り傾向	低栄養	口腔 機能	認知 機能	うつ傾向
全 体	381	82.7%	69.6%	80.6%	96.9%	77.4%	59.1%	54.1%
(参考) 広域連合全体 [H29年度結果]	29,068	84.4%	68.4%	81.5%	96.8%	77.1%	58.7%	52.5%

■転倒に対する不安

調査数(人)	とても不安である	やや不安である	あまり不安でない	不安でない	無回答	『不安でない』	(参考) 広域連合全体の 『不安でない』の割合 [H29年度結果]
381	11.8%	38.1%	26.5%	22.6%	1.0%	49.1%	50.9%

『不安でない』 = あまり不安でない + 不安でない の割合。

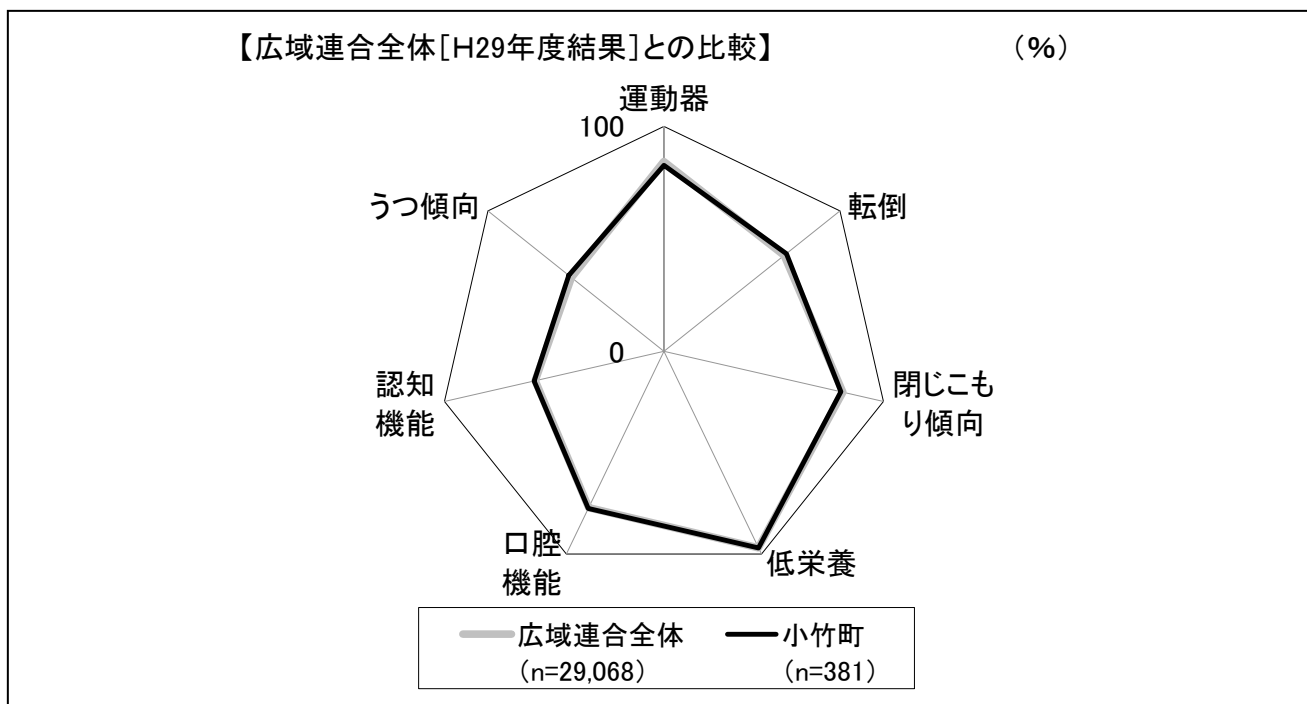
■外出の回数

調査数(人)	とても減っている	減っている	あまり減っていない	減っていない	無回答	『減っていない』	(参考) 広域連合全体の 『減っていない』の割合 [H29年度結果]
381	3.4%	15.2%	39.6%	40.4%	1.3%	80.1%	79.6%

『減っていない』 = あまり減っていない + 減っていない の割合。

生活機能の各評価項目の非該当者（リスクなし）の割合は、「転倒」「認知機能」「うつ傾向」で6割前後となっており、該当者（リスクあり）が3~4割と比較的多くいることがわかります。

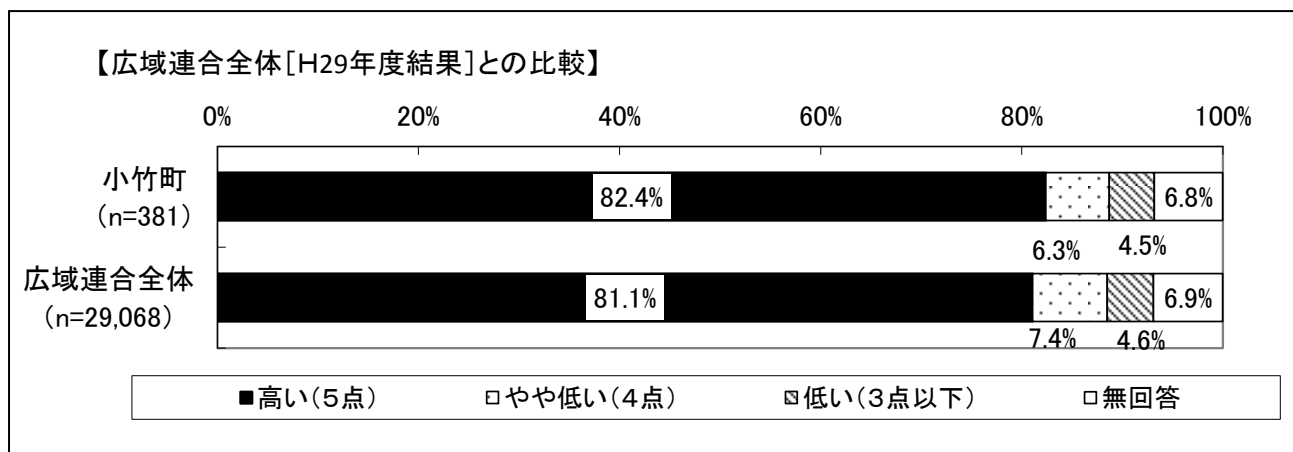
広域連合全体と比較しても大きな違いはみられません。



3) 手段的自立度〔IADL〕(自立者の割合)

買い物や金銭管理等の手段的自立度(IADL)について、自立者(5点)の割合は82.4%で、広域連合全体と同程度となっています。

	調査数 (人)	高い(5 点)	やや低 い(4点)	低い(3 点以下)	無回答
全 体	381	82.4%	6.3%	4.5%	6.8%
広域連合全体 [H29年度結果]	29,068	81.1%	7.4%	4.6%	6.9%

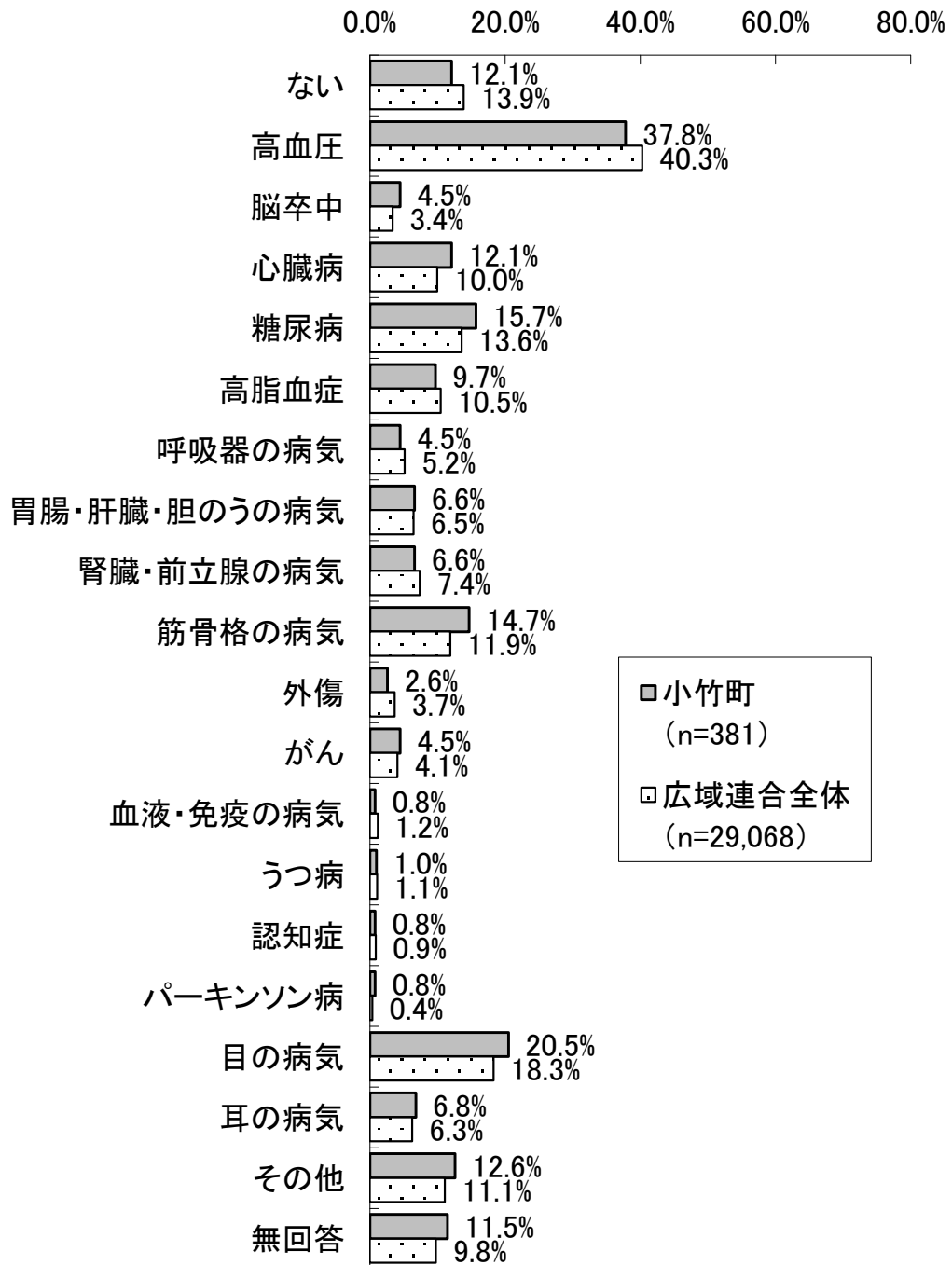


4) 健康・疾病の状況（既往症該当者の割合）

既往率は「高血圧」(37.8%)が最も多く、次いで「目の病気」(20.5%)、「糖尿病」(15.7%)となっています。

広域連合全体と比較しても大きな違いはみられません。

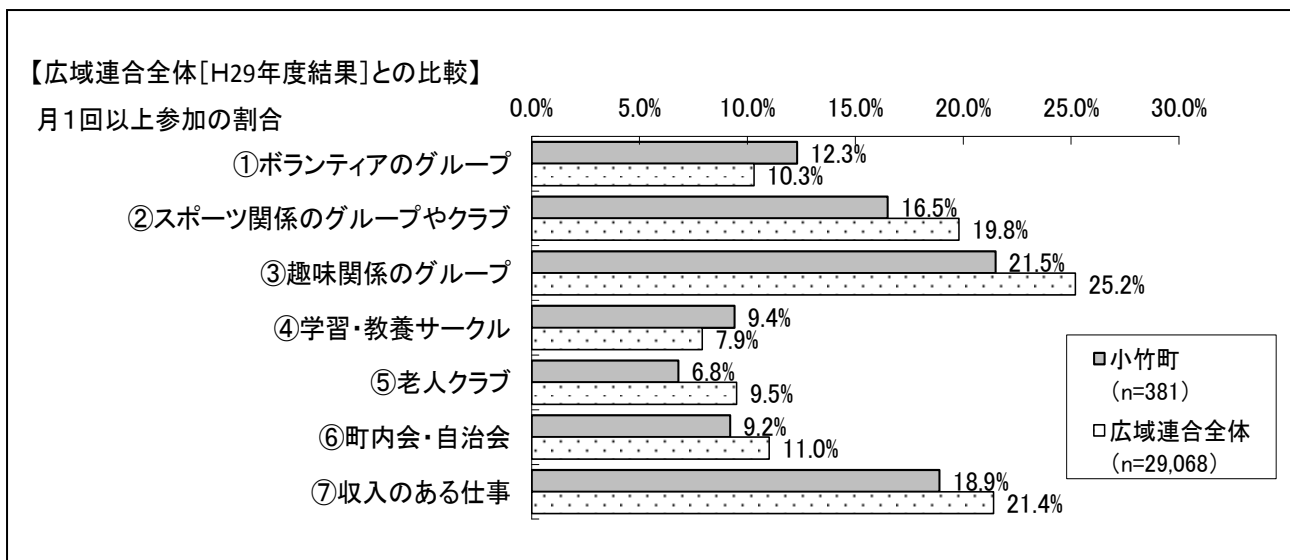
【広域連合全体[H29年度結果]との比較】



5) 地域活動や趣味活動の参加状況

地域活動や趣味活動の参加状況について、月1回以上参加している人の割合をみると、「③趣味関係のグループ」が21.5%で最も多く、次いで「⑦収入のある仕事」(18.9%)、「②スポーツ関係のグループやクラブ」(16.5%)となっています。

また、小竹町は「②スポーツ関係のグループやクラブ」や「③趣味関係のグループ」などで、月1回以上参加している人の割合が広域連合全体に比べてやや低くなっています。

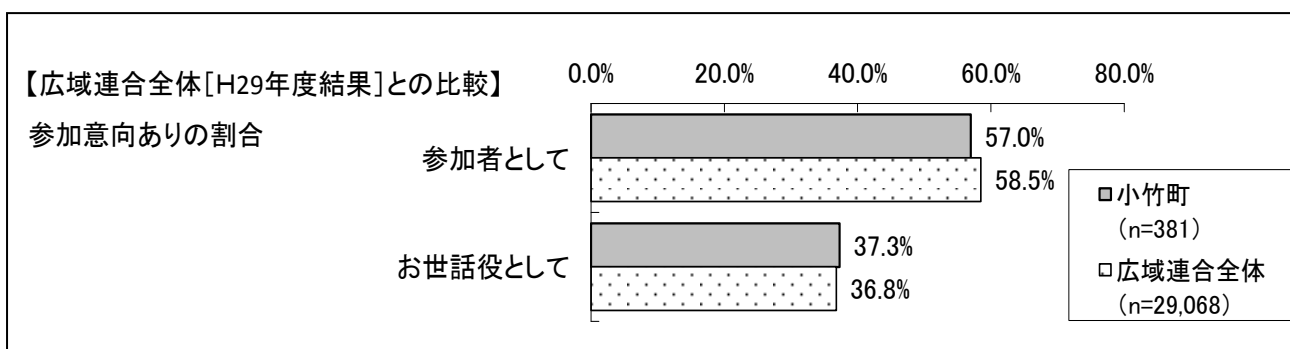


6) 地域づくりへの参加意向

健康づくり活動や趣味等のグループ活動について、『参加者として』の参加意向は「参加してもよい」が44.4%で最も多く、これに「是非参加したい」(12.6%)をあわせた参加意向ありは6割弱(57.0%)を占めています。

『お世話役として』の参加意向は「参加したくない」が57.7%で最も多く、「是非参加したい」(5.2%)と「参加してもよい」(32.0%)をあわせた参加意向ありは37.3%となっています。

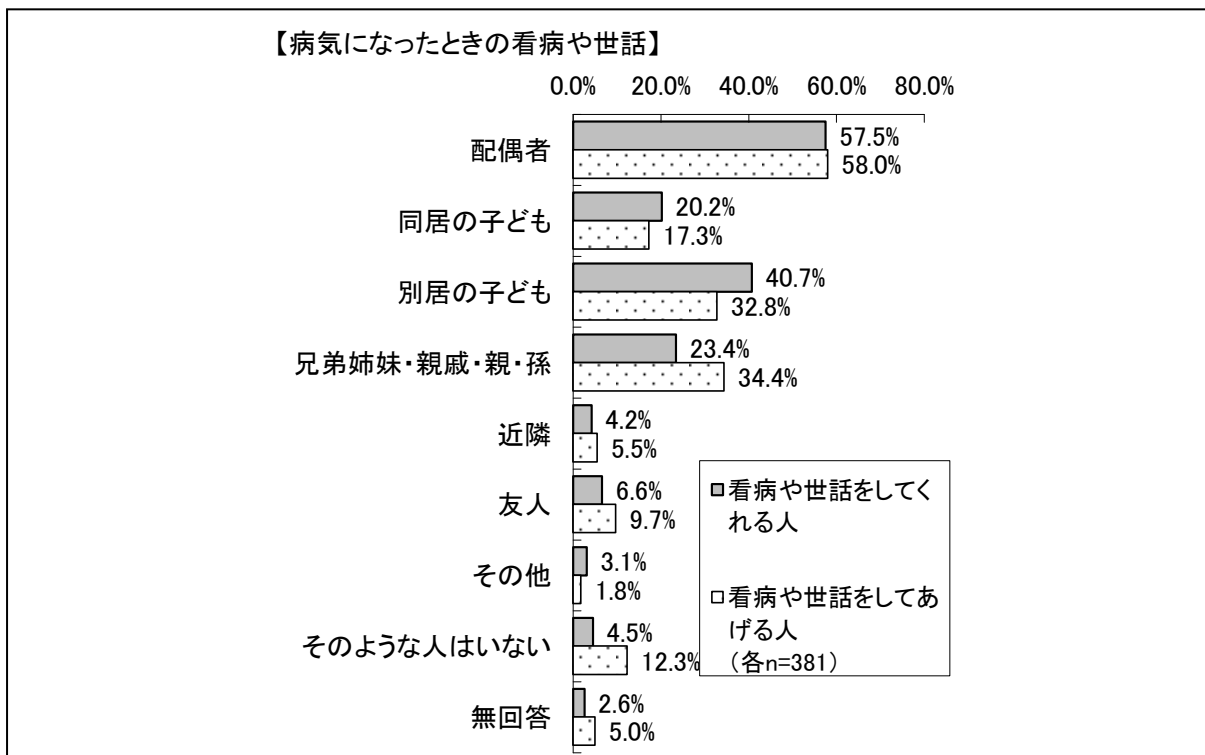
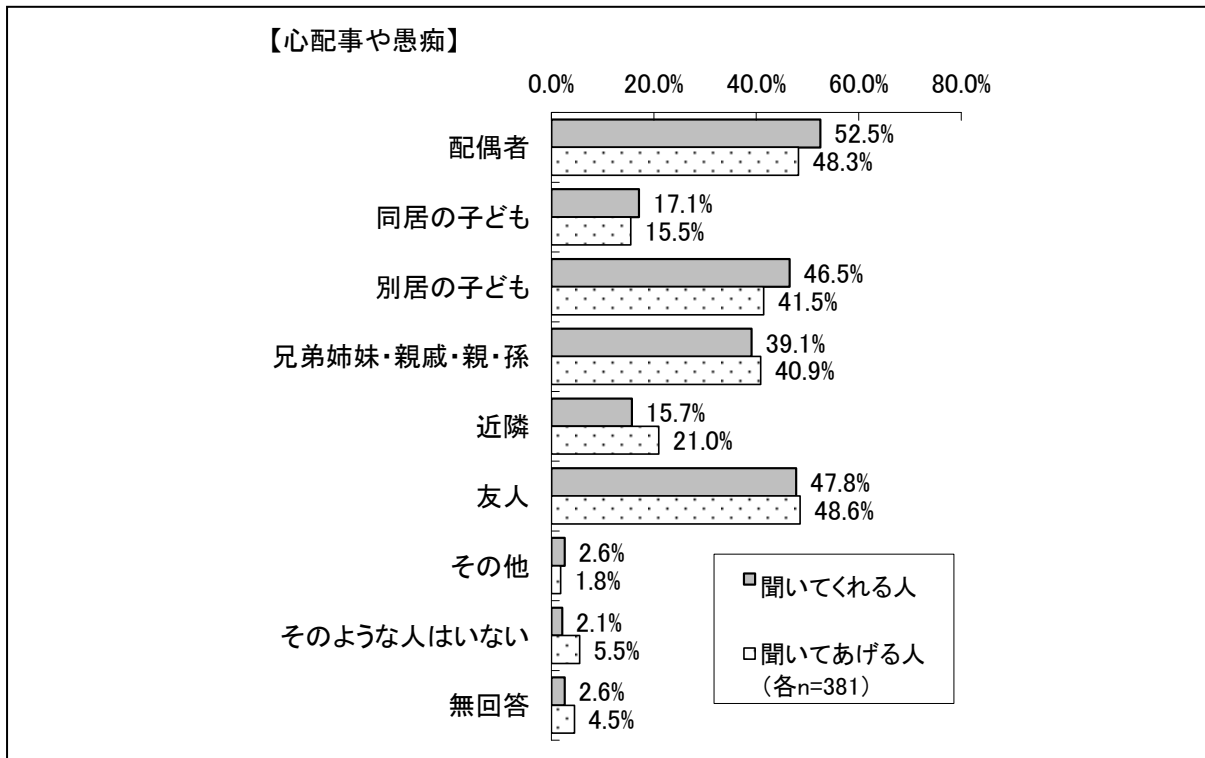
広域連合全体と比較すると、『参加者として』『お世話役として』はともに、参加意向ありの割合が広域連合全体と同程度となっています。



7) たすけあいの状況

たすけあいの状況について、心配事や愚痴を『聞いてくれる人』『聞いてあげる人』はともに「配偶者」や「友人」が半数前後で多くなっています。また、「別居の子ども」や「兄弟姉妹・親戚・親・孫」もこれに次いで4割前後と多くなっています。

病気になったときの看病や世話については、『看病や世話をしてくれる人』『看病や世話をしてくれる人』ともに「配偶者」が6割弱を占めて最も多くなっています。また、「同居の子ども」「別居の子ども」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」は2~4割前後を占めており、「友人」や「近隣」などの家族・親族以外の方は1割未満に留まっています。

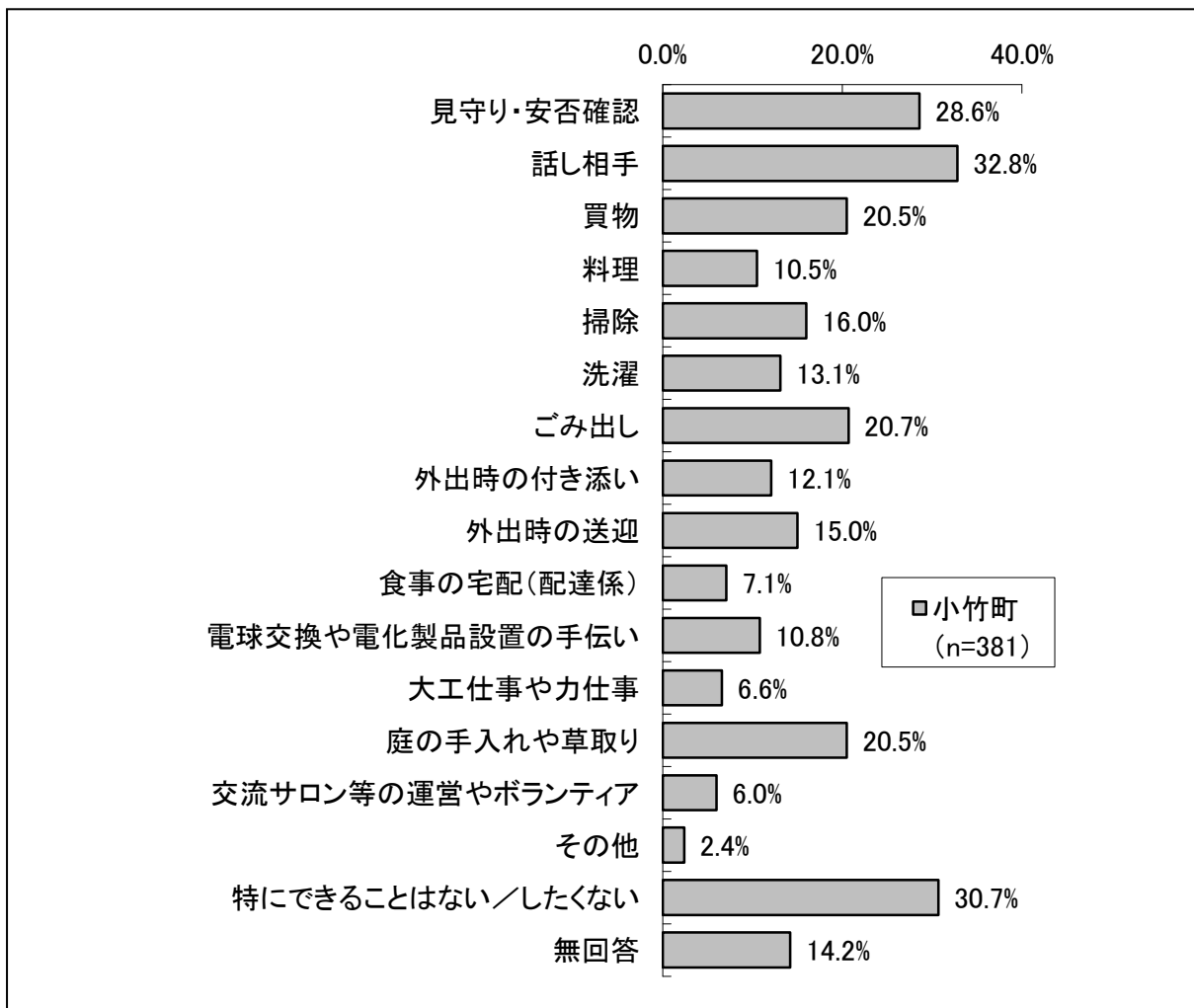


8) ボランティア活動としてできること

生活支援ボランティアの参加意向は、「話し相手」(32.8%)が最も多く、次いで「特にできることはない／したくない」(30.7%)、「見守り・安否確認」(28.6%)となっています。

「生活支援ボランティアとは」

高齢化が進む中、ひとり暮らしの人や夫婦のみの高齢者世帯も増えており、生活する上で、ちょっとした手助けを必要とする人も多くなっています。このような“ちょっとした手助け”を行うのが「生活支援ボランティア」です。元気な高齢者の皆さんにも、ご自分の特技や経験などを活かして、生活支援ボランティアとして活躍していただくことが期待されています。



(3) ワークショップ・関係団体ヒアリング

①ワークショップ実施状況

「小竹町高齢者保健福祉計画」の策定にあたり、町民主体の計画策定を考慮して、町内の3小学校区の各自治会においてワークショップを実施し、町民の方からの意見や課題を集めました。

実施地区	実施日	実施時間	実施場所	参加者数
栄町区	9月2日(土) 9月9日(土)	13:00~	栄町区公民館	1回目:20人 2回目:23人
七福区	9月4日(月)	13:30~	七福コミュニティーセンター	17人
御徳2区	9月23日(土)	13:30~	小竹東住民センター	13人

②関係団体ヒアリング実施状況

福祉関係団体に現在の活動内容や現状等についてヒアリングを行い、意見や課題を集めました。

実施団体	実施日	実施時間	実施場所	出席者
民生委員児童委員協議会	8月18日(金)	10:00~	総合福祉センター	会長・副会長・役員 7人
宮若・小竹シルバー人材センター	8月18日(金)	15:00~	宮若・小竹シルバー人材センター	理事長・事務局長 2人
社会福祉協議会	8月21日(月)	10:00~	総合福祉センター	事務局長・係長 3人
老人クラブ連合会	8月29日(火)	10:00~	総合福祉センター	会長・事務局 2人
地域包括支援センター	8月29日(火)	11:00~	役場会議室	管理者・三職種 4人

5. 課題整理

(1) 高齢化の進行について

各種統計や国の人口推計の結果等からは、我が国の総人口が減少していく中であって、特に着目すべき点は75歳以上の後期高齢者人口は2025年までに急速に増加し、その後は、横ばい傾向となりますが、85歳以上の人口は2025年以後も増加が続くことが見込まれています。

本町においても、将来的に後期高齢者の増加が見込まれており、高齢になっても健康で地域の中で自立した生活を送ることができるよう、健康の保持・増進、介護予防の推進は重要な課題となっています。

(2) 健康の保持・増進について

高齢者生活アンケートの結果からは、疾病に関する項目に関して「高血圧」や「目の病気」、「糖尿病」、「筋骨格の病気」の既往歴が高く、これらの疾患は要介護状態に移行する要因となるため、疾病を未然に防ぎ、重症化を防止することが重要です。そのため、健康診査・検診の受診勧奨、未受診者や発症のリスクが高い人への生活指導等が必要です。

(3) 地域包括ケアについて

①介護及び保健・福祉・医療との連携

ヒアリング調査では、医療と介護双方の支援が必要になった場合でも、在宅での生活を継続できるようにするためには、高齢者の状況を的確に把握し、医療、介護に関する専門的な知見を有する者が連携して支援の方策を検討することが必要であり、そのためには、医療、介護、また保健、福祉分野との連携強化が必要であることが指摘されました。

②介護予防

高齢者生活アンケートの結果からは、「認知機能」、「うつ」、「転倒」、「口腔」等のリスクが比較的高くなっています。これらの機能の低下は、要介護状態へ移行する大きな要因であるため、重症化のおそれのある人を把握して訪問指導等を行い、町の介護予防事業や、地域で行われている介護予防活動等へ参加を促していくことが必要です。

③認知症対策

高齢者生活アンケートの結果からは、「認知機能」のリスクが比較的高くなっており、町の保健福祉に関するアンケートの結果からも、将来不安に感じる項目として挙げられています。このほかヒアリング調査の中でも、認知症の兆候が見られるひとり暮らしの方等について、今後の生活に不安があることが指摘されました。

これらのことから、要介護状態へ移行する恐れや、在宅生活に不安のある認知症リスクの予防、軽減に向けた取り組みは重要であると言えます。また、認知症のある方でも地域の中で生活を続けていくことができるよう、認知症に関する理解を深め、地域で見守りを行う認知症サポーターの養成等、支える側の体制整備も必要です。

④住民同士の支え合い

人口や世帯数の基礎統計からは、高齢化の進行に伴い、今後、高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加することが見込まれており、今以上に日常生活の困りごとの解決や介護保険制度で対応が難しい「ごみ出し」等の生活支援を必要とする人が増えていくことが予測されます。

高齢者生活アンケートの結果からは、生活支援ボランティアとしてできることとして「話し相手」、「見守り・安否確認」、「ごみ出し」、「買物」、「庭の手入れや草取り」などが比較的高い割合を占めており、具体的な支援体制の中で、これらの方たちに積極的な参加を進めていくことが重要です。

また、地域での結びつきを強め、住民自身が担い手となって、地域での支え合いや生活支援等を行う、支え合いの地域づくりが求められています。

高齢者生活アンケートの結果からは、介護予防・地域づくり活動などへの参加意向は半数を超え、お世話役としての参加意向も4割近くの回答がありました。このことから、介護予防教室への参加、また担い手としての参加を進め、多くの住民が介護予防に取り組む機会の充実が求められます。

(4) 社会参加と生きがいづくり

高齢者が積極的に社会活動や地域活動に参加し、また心身の状態に合わせ、希望に応じて働き続けることは、自分自身の人生を豊かにし、また健康づくりや介護予防にもつながります。

そのため、自治会や老人クラブ、ボランティア活動等の地域活動への加入促進や、シルバー人材センター等を活用し、就労の場の充実を図ることで、高齢者の生きがいづくりを進めていくことが必要です。

(5) 安全・安心について

近年では、県内や九州圏内でも甚大な被害を受ける自然災害が発生しており、防災や緊急時の避難に対する不安は高まっています。町の在宅認定者に対するアンケート結果からも、近所の人に協力してもらいたいこととして、急病などの緊急時の手助け、災害時の手助けなどは高い割合を占めています。今後は、町と地域の協働により災害時等の要援護者の把握と、避難支援に対応できる体制整備が必要です。

また、ワークショップの結果からは、外出手段の確保や買い物支援として巡回バスに対する要望も多く出されており、今後は利用者の利便性向上に向け、運行本数やルートなどの適正化について検討を進めることが必要です。

第3章 介護保険事業の展開

第3章 介護保険事業の展開

1. 国の動向

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、その創設から17年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきましたが、一方で我が国の少子高齢化は年々進行しており、その中でも後期高齢者の割合が増加するなど、介護を必要とする人の増加も見込まれ、今後、高齢化の傾向はさらに進行することが見込まれています。

こうした中、介護保険事業の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となっています。

このため、2014年（平成26年）には医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険事業の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を、原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直しを一体的に行う介護保険事業制度の改革が行われました。

また、2017年（平成29年）には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進、医療・介護の連携推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、現役世代並みの所得がある利用者の負担割合見直し、及び介護納付金における総報酬割導入等の措置を講ずるなど、介護保険制度の見直しが行われました。

2. 福岡県介護保険広域連合における基本方針

福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画では、介護保険法に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）における地域包括ケアシステムの基本的理念等を踏まえつつ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会を目指して、構成市町村との連携のもと、介護保険事業の推進に取り組むとしています。

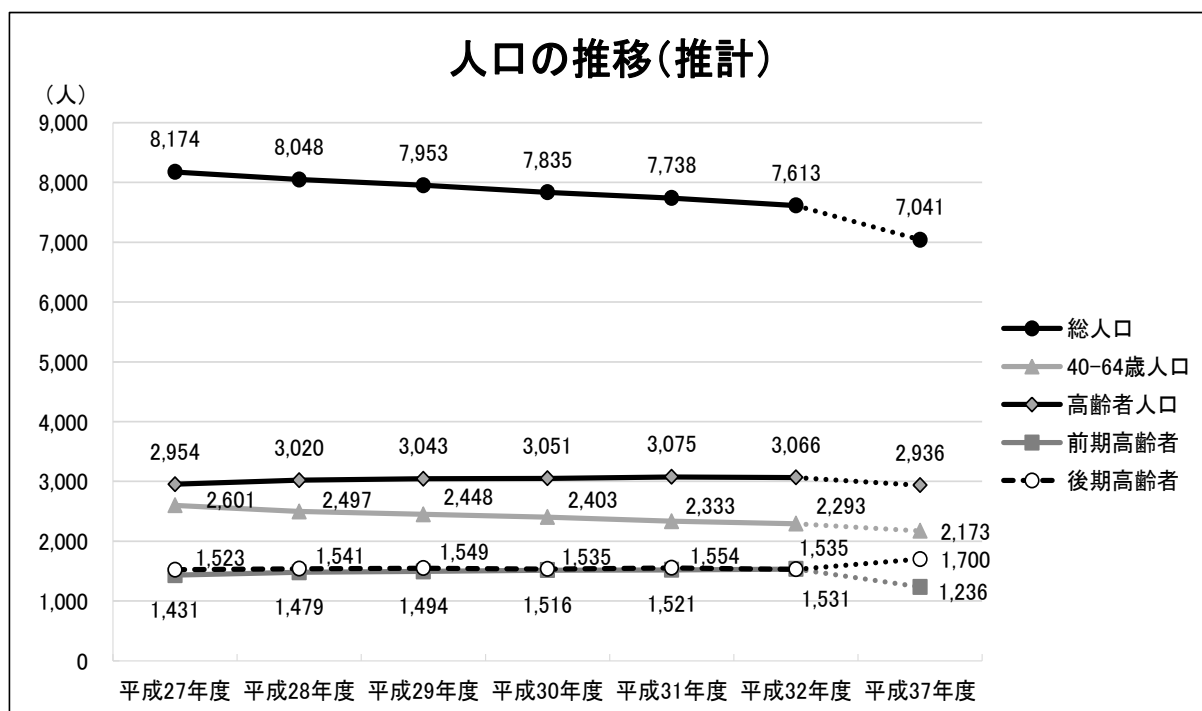
3. 事業量推計

(1) 小竹町の将来人口推計

小竹町の総人口は近年減少傾向にあります。高年齢人口は増加しています。

福岡県介護保険広域連合の推計値では、総人口は今後も減少を続ける一方、高年齢人口は平成31年度まで増加した後、平成32年度からは減少することが見込まれています。

高年齢人口の推移を前期・後期別にみると、前期高年齢者は平成32年度までは増加していますが、平成37年度には減少することが見込まれています。一方後期高年齢者については、平成30年度から平成32年度にかけほぼ横ばいで推移していますが、平成37年度には、増加することが見込まれています。



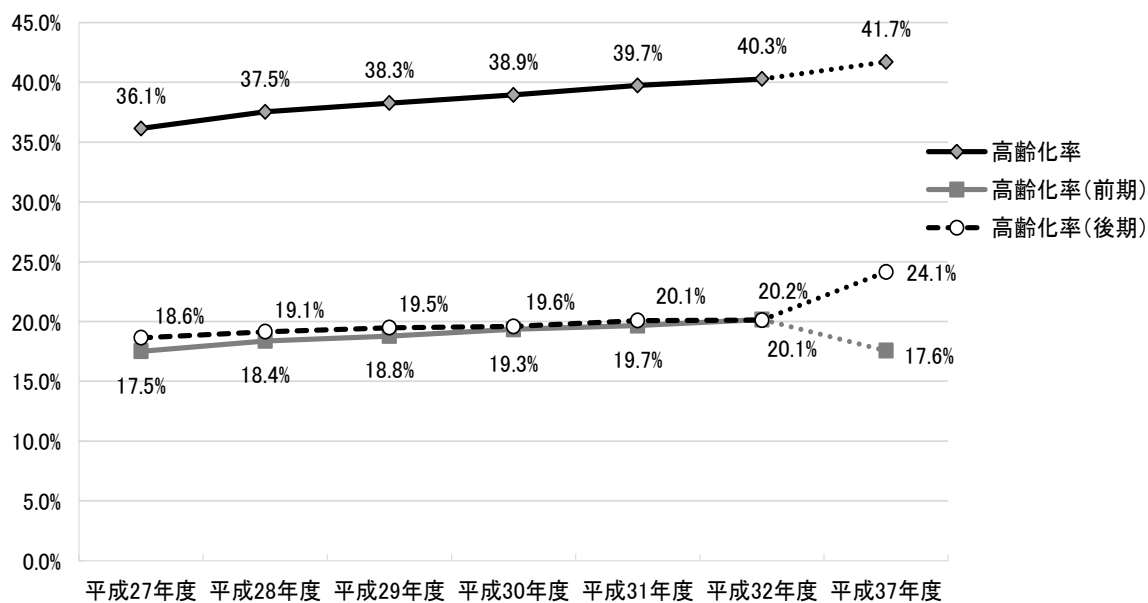
【小竹町の将来人口推計】

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口(A)	8,174	8,048	7,953	7,835	7,738	7,613	7,041
40-64歳人口(B)	2,601	2,497	2,448	2,403	2,333	2,293	2,173
比率B/A	31.8%	31.0%	30.8%	30.7%	30.1%	30.1%	30.9%
高年齢人口(C)	2,954	3,020	3,043	3,051	3,075	3,066	2,936
比率C/A	36.1%	37.5%	38.3%	38.9%	39.7%	40.3%	41.7%
前期高年齢者人口(D)	1,431	1,479	1,494	1,516	1,521	1,535	1,236
比率D/A	17.5%	18.4%	18.8%	19.3%	19.7%	20.2%	17.6%
後期高年齢者人口(E)	1,523	1,541	1,549	1,535	1,554	1,531	1,700
比率E/A	18.6%	19.1%	19.5%	19.6%	20.1%	20.1%	24.1%

資料：福岡県介護保険広域連合

高齢化率の推移(推計)

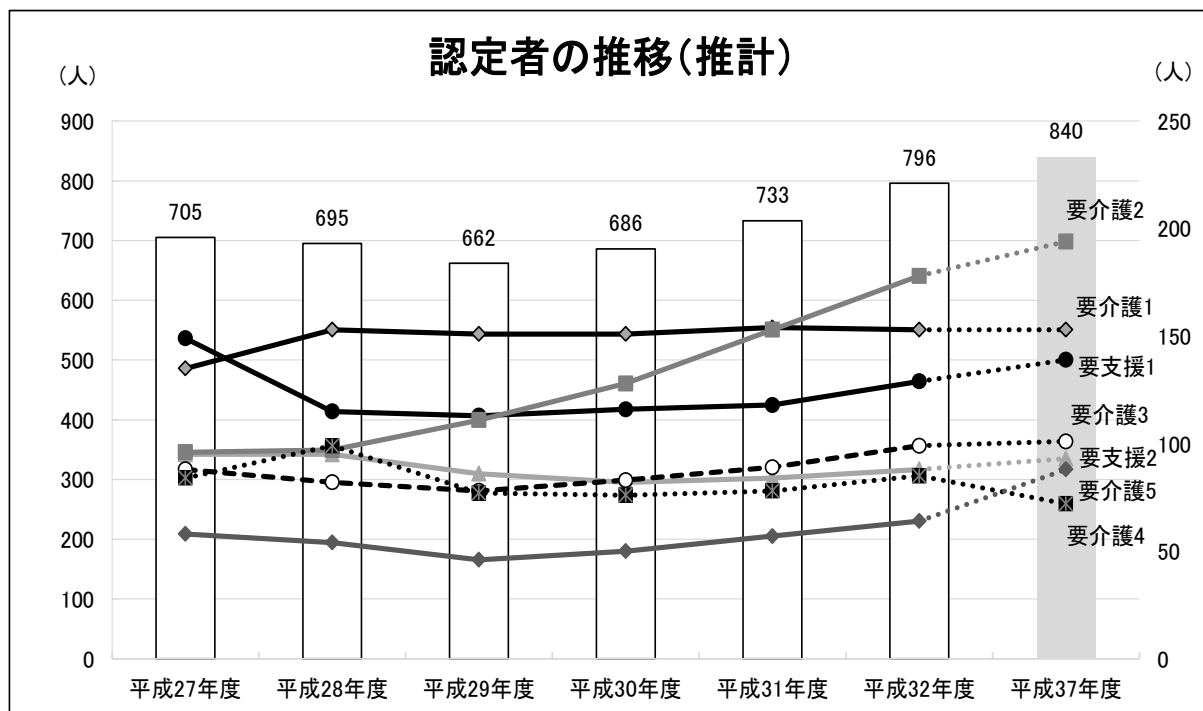


資料：福岡県介護保険広域連合

(2) 小竹町の要介護等認定者数の将来推計

要介護認定者数の推移をみると、総数では平成27年度から平成29年度にかけては微減していましたが、その後平成31年度には増加に転じ、平成37年度まで増加していくことが見込まれています。

要介護度別にみると、要介護度2、3で増加するほかは、ほぼ横ばいでの推移が見込まれています。



【小竹町の要介護認定者数の将来推計】

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	149	115	113	116	118	129	139
要支援2	95	95	86	82	84	88	93
要介護1	135	153	151	151	154	153	153
要介護2	96	97	111	128	153	178	194
要介護3	88	82	78	83	89	99	101
要介護4	84	99	77	76	78	85	72
要介護5	58	54	46	50	57	64	88
合計	705	695	662	686	733	796	840

資料：福岡県介護保険広域連合

(3) 介護保険サービスの利用量の見込み

①介護予防サービスの利用量の見込み

介護予防サービスの利用量の見込みをみると、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーションで、増加が見込まれています。

【小竹町の介護予防サービス見込み量】

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数(回)	431	1,159	900	1,045	1,223	1,223	1,380
	人数(人)	40	79	60	72	84	84	96
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	460	714	776	618	761	761	761
	人数(人)	49	72	72	60	72	72	72
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	127	140	80	132	144	144	156
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	616	538	560	516	528	576	600
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	96	44	12	82	82	82	82
	人数(人)	16	13	4	24	24	24	24
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	13	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	6	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	601	596	644	552	576	600	636
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	16	21	36	24	24	24	24
介護予防住宅改修	人数(人)	35	32	20	36	36	36	36
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	24	24	24	24	24	24	36
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	24	48	96	96
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	12	24	8	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数(人)	2,031	1,555	1,080	1,464	1,500	1,608	1,704

資料：福岡県介護保険広域連合

②介護サービスの利用量の見込み

介護サービスの利用量の見込みをみると、居宅サービスでは計画期間の平成30年度から平成32年度にかけて、訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護などで増加が見込まれています。

地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護で増加が見込まれています。

施設サービスについては、介護老人福祉施設で増加が見込まれています。

【小竹町の介護サービス見込み量】

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス								
訪問介護	回数(回)	19,220	17,545	16,360	18,545	19,315	20,099	17,950
	人数(人)	1,358	1,340	1,276	1,440	1,500	1,560	1,392
訪問入浴介護	回数(回)	250	139	132	203	203	202	203
	人数(人)	63	42	40	48	48	48	48
訪問看護	回数(回)	2,117	2,282	2,420	2,946	3,175	3,139	3,166
	人数(人)	211	212	240	228	240	228	228
訪問リハビリテーション	回数(回)	1,364	1,918	2,300	2,046	2,236	2,051	1,312
	人数(人)	108	123	144	132	144	132	84
居宅療養管理指導	人数(人)	1,837	1,770	1,800	1,656	1,656	1,644	1,284
通所介護	回数(回)	14,213	11,292	10,904	14,848	14,736	14,696	11,858
	人数(人)	1,042	796	800	1,056	1,056	1,056	888
通所リハビリテーション	回数(回)	7,909	9,300	10,352	9,600	10,079	10,424	9,184
	人数(人)	682	829	844	816	852	876	756
短期入所生活介護	日数(日)	2,700	2,669	3,236	3,154	2,970	3,002	1,969
	人数(人)	235	210	248	228	216	216	168
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	132	161	164	180	222	222	126
	人数(人)	29	47	44	48	60	60	36
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数(人)	1,390	1,637	1,692	1,524	1,584	1,644	1,404
特定福祉用具購入費	人数(人)	41	37	24	48	60	60	48
住宅改修費	人数(人)	34	39	36	36	36	36	36
特定施設入居者生活介護	人数(人)	216	276	308	372	456	588	636
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0	0	24	24	36	36
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	0	12	24	24
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	732	696	684	732	804	900	948
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0	0	12	24	36	36
地域密着型通所介護	回数(回)	0	5,006	3,524	4,457	4,260	4,520	4,133
	人数(人)	0	416	320	396	384	408	372
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	人数(人)	720	708	648	924	1,188	1,464	1,584
介護老人保健施設	人数(人)	756	636	636	636	636	636	816
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)				0	0	0	468
介護療養型医療施設	人数(人)	72	72	108	108	108	108	
(4) 居宅介護支援	人数(人)	2,271	2,630	2,656	2,316	2,376	2,424	2,100

資料：福岡県介護保険広域連合

第4章 計画の基本理念・施策の体系

第4章 計画の基本理念・施策の体系

1. 計画の基本理念

本町では総人口が減少傾向にある一方で、高齢者数は増加しており、特に今後は後期高齢者の数が増加していくことが見込まれています。

これに伴い、高齢者のひとり暮らし世帯及び高齢者夫婦のみの世帯も増加することが予想され、いつまでも住み慣れた地域の中で、健康で自立した生活を続けていくためには、高齢者に対する生活支援サービスや、介護予防、介護保険制度の基盤整備と充実による支援が重要になります。

国でも、高齢化の進行に伴う介護保険制度の維持・継続、及び地域全体での支え合いの必要性から、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

本町においても、この地域包括ケアシステムの構築に向け、地域住民ネットワーク（自治会、老人クラブ等）と連携し、また介護予防についても高齢者自身が、「支える」、「支えられる」側として自主的な参加を進めるよう取り組んできました。

今後、こうした高齢化の進行や地域での支え合いの必要性が一層高まっていく中で、これからも本町の高齢者が、健康でいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、前期計画の基本理念を継承し、以下の通り基本理念を掲げます。

【基本理念】

健康でいきいきと

地域で安心して暮らせるまちづくり

2. 計画の基本目標

基本理念に基づいて、次のように基本目標を定めて施策を推進します。

(1) 介護予防・地域生活の継続支援<地域支援事業>

介護予防・日常生活支援総合支援事業の趣旨に則り、高齢者の心身の状況だけでなく、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指していきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中心的な役割を果たす地域包括支援センターの周知と地域住民の利用促進に取り組むとともに、医療・福祉・介護・地域住民が一体となった支え合いの推進に向け、相互の連携強化を図り、地域課題の発見から住民相互の支え合いに結びつけ、併せて医療・福祉・介護の連携により、専門的な支援を提供していきます。

(2) 生涯にわたる健康的な生活の実現

高齢者が生涯にわたって健康的な生活を送っていくことを目指し、自ら健康に関心を持ち健康づくりや健康の維持が促進されるよう健康づくりへの啓発、情報提供や教育、要介護状態の要因となる生活習慣病の発症予防や重症化防止について取り組みを進めます。

また、高齢者の日常生活支援を行い、いつまでも住み慣れた地域で生活続けることができるよう支援を行います。

(3) 社会参加と生きがいづくり

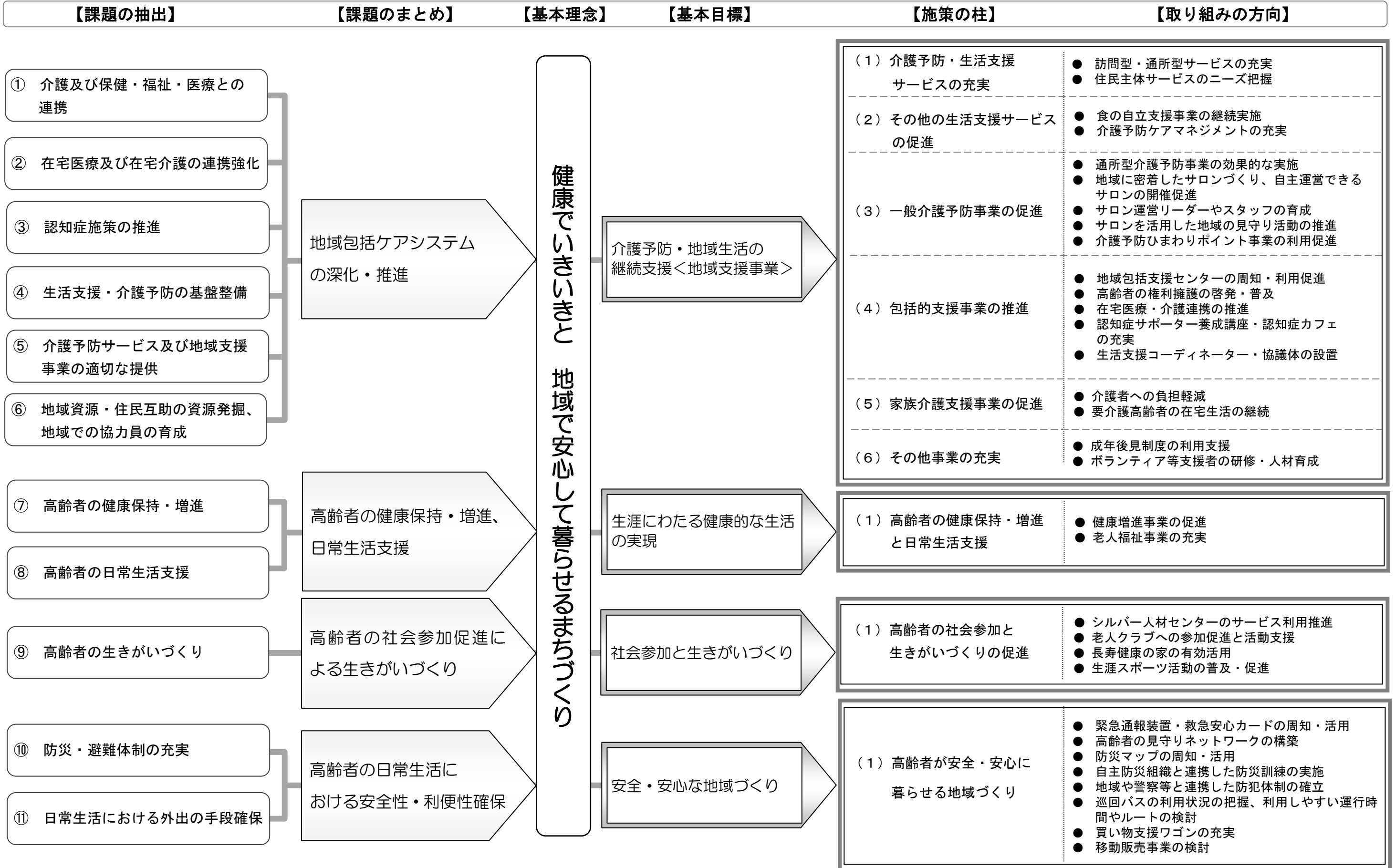
高齢者がいつまでも生きがいを持ち、地域の中でいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいづくりに関する事業や地域活動への参加の促進、就労支援を進めていきます。

(4) 安全・安心な地域づくり

高齢者が、住み慣れた地域の中で安全に暮らし続けることができるよう、緊急時に関係機関との連携により、迅速な対応ができる体制の整備を進めます。また、災害時要援護者の名簿作成を進め、地域の中で、緊急時等に支援が必要となる要支援者の方々の見守りや、緊急時の対応に関する仕組みづくりを進めていきます。

このほか、高齢者の外出や買い物のための支援として、巡回バスの利便性向上と買い物支援の充実を図ります。

■高齢者保健福祉の課題と理念・目標・施策の関連図



3. 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組み	
健康でいきいきと 地域で安心して暮らせるまちづくり	1 介護予防・地域生活の継続支援 ＜地域支援事業＞	(1) 介護予防・生活支援サービス	①訪問型サービス（第1号訪問事業）
			②通所型サービス（第1号通所事業）
			③その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）
			④介護予防支援事業（ケアマネジメント）
		(2) 一般介護予防事業	①介護予防普及啓発事業
			②地域介護予防活動支援事業
		(3) 包括的支援事業	①介護予防ケアマネジメント事業
			②総合相談支援業務
			③権利擁護業務
			④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
			⑤地域ケア会議
			⑥在宅医療・介護連携推進事業
			⑦認知症総合支援事業
			⑧生活支援体制整備事業
		(4) 家族介護支援事業	①家族介護継続支援事業（介護用品の支給など）
	(5) その他の事業	①成年後見制度利用支援事業	
		②住民主体の支援活動の推進	
	2 生涯にわたる健康的な生活の実現	(1) 健康増進事業	①健康教育
			②各種健診（検診）
			③訪問指導
		(2) 老人福祉事業	①在宅介護支援センター運営事業
			②生活管理指導員派遣事業
			③生活管理指導短期宿泊事業
			④介護保険以外の福祉施設
		3 社会参加と生きがいづくり	(1) シルバー人材センター
	(2) 老人クラブ助成事業		
	(3) 長寿健康の家の活用		
	(4) 生涯スポーツ活動の普及・促進		
4 安全・安心な地域づくり	(1) 緊急通報体制等整備事業		
	(2) ひとり暮らし高齢者等見守り事業		
	(3) 救急安心カード配布事業		
	(4) 巡回バスの利便性向上と買い物支援の充実		
	(5) 防災・防犯体制の確立		



第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

1. 介護予防・地域生活の継続支援〈地域支援事業〉

地域支援事業とは、被保険者が要介護・要支援状態となることの予防、又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、総合的かつ一体的に行うため市町村が主体となって実施する事業です。

(1) 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービス事業として実施する要支援者等に対する訪問型サービス、通所型サービスについては、介護予防の観点からその効果を検証し、効果的に実施できるように検討します。

①訪問型サービス（第1号訪問事業）

サービス種別		実施内容
①訪問介護	訪問介護と同様のサービス	訪問介護員による身体介護、生活援助
②訪問型サービスA	緩和した基準によるサービス	調理、掃除等の一部介助 ゴミの分別、ゴミ出し 重い物の買い物代行
③訪問型サービスB	住民ボランティアや住民主体の自主活動で行う生活援助	布団干し 階段の掃除 買い物代行・調理 電球の交換、代筆
④訪問型サービスC	短期集中予防サービス ・体力の改善支援 ・健康管理維持・改善 ・閉じこもり支援	保健師等の訪問による相談、指導等
⑤訪問型サービスD	介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援	サロン等への送迎、通院等の送迎サービス

本町では、平成28年度から①訪問介護、平成29年度から②訪問型サービスAを実施しています。

③訪問型サービスBから⑤訪問型サービスDについては、本町の社会資源の状況や利用者のニーズ等を踏まえて、実施の有無も含め、検討していきます。

②通所型サービス（第1号通所事業）

サービス種別		実施内容
①通所介護	通所介護と同様のサービス	通所介護事業者の従業者
②通所型サービスA	緩和した基準によるサービス	閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション
③通所型サービスB	住民ボランティアや住民主体の自主活動で行う生活援助	体操・運動等の活動 日常の居場所づくり 定期的な交流会、サロン
④通所型サービスC	短期集中予防サービス ・運動器の機能向上 ・栄養改善等	生活機能を改善するための運動器の向上、栄養改善プログラム

本町では、平成28年度から①通所介護、平成29年度から②通所型サービスAを実施しています。

③通所型サービスB、④通所型サービスCについては、本町の社会資源の状況や利用者のニーズ等を踏まえて、実施の有無も含め、検討していきます。

③その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）

その他の生活支援サービスは、被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための事業です。

1)「食」の自立支援事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、調理が困難な者に対して、栄養のバランスが取れた食事を定期的に提供するとともに、対象者の健康状態や安否の確認を目的として、町社会福祉協議会に事業を委託し、実施しています。

■「食」の自立支援事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総配食数	食	6,110 (8,559)	6,132 (8,673)	5,723 (8,763)	5,755	5,783	5,805
利用人数	人/月	64 (62)	52 (63)	53 (64)	58	62	66

※（ ）内の数値は前期計画値

④介護予防支援事業（ケアマネジメント）

介護予防支援と同様に、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランの作成を行っています。

（２）一般介護予防事業

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防に向け、以下の事業に関する取り組みを継続して進めていきます。

①介護予防普及啓発事業

１）通所型介護予防事業

運動器や口腔機能の向上、栄養や日常生活動作の改善を図り、在宅で自立した生活が継続できるよう通所型の介護予防教室を町内事業所に事業委託し、実施しています。

効果的に実施できるよう、対象者の把握及び事後の指導を充実させていきます。

■通所型介護予防事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	人	46	36	45	45	45	45

※参加者数は延べ人数

②地域介護予防活動支援事業

１）ふれあいサロン事業

自宅に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等を対象に、指導員を派遣し、ボランティアスタッフの協力を得て、軽運動や趣味活動の介護予防活動を実施しています。

町社会福祉協議会に事業を委託し、総合福祉センターと町内の地区公民館で実施しています。町内全自治会でのサロンの実施とリーダー、スタッフ育成の支援を進めます。

■ふれあいサロン事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自治会数	自治会	13	15	16	17	18	18
団体数	団体	14	16	17	18	19	20

2) 介護予防ひまわりポイント事業

高齢者がボランティア活動や集いの場へ参加したり、町の健康診査を受診したりすることにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため実施しています。

この事業は、ボランティア活動等に参加、健康診査を受診した場合に、ポイントを付与し、20ポイントで2,000円の商品券カードを交付する事業です。

登録団体数、登録者数も年々増加してきており、引き続き事業の推進を図ります。

■介護予防ひまわりポイント事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登録者数	人	-	313	422	443	465	488
登録団体数	団体	-	53	58	63	68	73

(3) 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、総合的に支援する身近な機関として地域包括支援センターを設置しています。センターでは、次の事業を実施していきます。

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防事業、予防給付が効果的、効率的に提供されるための適切なケアマネジメントを実施していきます。

②総合相談支援業務

高齢者の相談を総合的に受け、実態把握を行い、必要なサービスに繋がるよう業務を進めていきます。

③権利擁護業務

高齢者の虐待防止等の権利擁護のため、必要な支援を行っていきます。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、地域の関係機関や在宅と施設等の連携を図り、地域における体制づくりや個々の介護支援専門員の支援を行っていきます。

⑤地域ケア会議

多職種による専門的支援を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには地域包括ケアに係る各地域での政策形成につなげることができるよう進めていきます。

⑥在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係機関の連携を推進していきます。

⑦認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に対する支援を推進していきます。

認知症サポーター養成講座や町内3事業所に委託し、実施している認知症カフェ事業を継続して実施することにより、認知症の方やその家族への理解を深めていきます。

また、平成29年度に認知症の啓発冊子として作成した認知症ケアパスを活用し、認知症への理解を深めるための普及啓発を進めていきます。

⑧生活支援体制整備事業

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、生活支援や介護予防・社会参加の二ーズを踏まえて、NPO法人等の地域団体や地域住民をはじめとした多様な主体と地域の特性に応じた生活支援サービスの体制整備を図ることを目的としています。

1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者です。高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに向けて中心的な役割を果たす人材として、今計画期間中に設置する方向で取り組みを進めていきます。

2) 協議体の設置

「協議体」は、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて多様な主体の参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、NPOやボランティア等、多様な主体間の情報共有及び連携・共同による資源開発等の推進を目的とするものです。生活支援・介護予防に向けた多様なサービス提供体制の構築に向け、既存の会議体を活用することも視野に入れ取り組みを進めていきます。

（4）家族介護支援事業

①家族介護継続支援事業（介護用品の支給など）

高齢者（要介護4・5の認定であって非課税世帯の者）を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図る事業です。

■家族介護継続支援事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用世帯数	世帯	6 (6)	4 (6)	4 (6)	4	4	4
支給月数	月	34 (51)	31 (52)	30 (52)	35	35	35

※（ ）内の数値は前期計画値

(5) その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

身寄りがおらず、親族等による法的後見の開始の審判を受けることができない高齢者や費用負担のできない高齢者に対して、法定後見制度の申し立て等を行い、後見人等の報酬を負担する制度です。

■成年後見制度利用支援事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	人	2 (2)	2 (2)	2	3	3	3

※（ ）内の数値は前期計画値

②住民主体の支援活動の推進

1) ボランティア等の支援の担い手に対する研修・人材育成の実施

生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供するとともに、必要なときに地域包括支援センターなど必要な機関に連絡することができるようにするために、ボランティア等の支援の担い手に対して、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応などについて研修を行います。

2. 生涯にわたる健康的な生活の実現

(1) 健康増進事業

①健康教育

健康に関する正しい知識の普及を図ることで、「自分の健康は自分でつくる」という認識を高め、健康の保持増進を図るための事業です。

40歳から64歳までの方を対象としており、65歳以上の高齢者に対しては地域支援事業として実施しています。

1) 集団健康教育

健康づくりに対する教育を集団に対して行う事業です。

住民主体の健康づくり活動につながるよう、取り組みが進められています。

■集団健康教育の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	回	127 (150)	143 (150)	87 (150)	80	80	80
実施のべ人数	人	442 (563)	454 (570)	160 (576)	160	160	160

※ () 内の数値は前期計画値

②各種健診（検診）

1) 特定健康診査

■特定健康診査の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受診対象者数	人	1,464 (1,691)	1,387 (1,687)	1,345 (1,712)	1,345	1,345	1,345
受診者数	人	450 (419)	443 (418)	436 (424)	436	436	436
受診率	%	30.7 (24.8)	31.9 (24.8)	32.4 (24.8)	32.4	32.4	32.4

※ () 内の数値は前期計画値

※H30～H32年度の見込み値は、国保データヘルス計画策定中のため数値変更の可能性あり

2) 特定保健指導

■特定保健指導の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
指導対象者数	人	43 (61)	40 (62)	30 (62)	30	30	30
指導実績数	人	43 (61)	35 (61)	30 (62)	30	30	30

※ () 内の数値は前期計画値

※ H30～H32 年度の見込み値は、国保データヘルス計画策定中のため数値変更の可能性あり

3) 骨粗しょう症検診

40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 70 歳の女性を対象とする節目の検診です。

■骨粗しょう症検診の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間延べ人数	人	88 (154)	91 (156)	83 (157)	85	87	89
受診率	%	24.9 (42.0)	22.6 (50.0)	20.0 (60.0)	20.5	21.0	21.5

※ () 内の数値は前期計画値

4) 肺がん検診

40 歳以上を対象に実施している検診です。

病気の早期発見・治療を促進するために、肺がん検診の受診に対する継続的な啓発を実施します。

■肺がん検診の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
年間延べ人数	人	471 (409)	453 (419)	426 (419)	440	450	460
受診率	%	13.4 (12.0)	8.2 (13.0)	7.8 (14.0)	8.0	8.2	8.4

※ () 内の数値は前期計画値

5) 胃がん検診

40歳以上を対象に実施している検診です。

■胃がん検診の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間延べ人数	人	348 (360)	342 (348)	295 (438)	307	318	329
受診率	%	9.9 (10.0)	6.2 (12.0)	5.4 (12.0)	5.6	5.8	6.0

※ () 内の数値は前期計画値

6) 大腸がん検診

40歳以上を対象にしている検診です。

発症率は高齢になるほど高くなる傾向があり、定期的な検診を呼びかけます。

■大腸がん検診の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間延べ人数	人	506 (447)	480 (490)	447 (534)	450	460	470
受診率	%	14.4 (12.0)	8.7 (14.0)	8.1 (14.0)	8.2	8.4	8.6

※ () 内の数値は前期計画値

7) 子宮がん検診

20歳以上の女性を対象に実施している検診です（小竹町では18歳から受診できます）。

■子宮がん検診の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間延べ人数	人	307 (333)	307 (363)	244 (393)	250	258	265
受診率	%	11.7 (13.0)	8.2 (15.0)	6.6 (15.0)	6.8	7.0	7.2

※ () 内の数値は前期計画値

8) 乳がん検診（マンモグラフィー）

40歳以上の女性を対象に、乳がんの早期発見のために実施している検診です。

■乳がん検診（マンモグラフィー）の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間延べ人数	人	343 (331)	353 (359)	293 (387)	298	305	310
受診率	%	15.0 (14.0)	11.4 (15.0)	9.6 (16.0)	9.8	10.0	10.2

※（ ）内の数値は前期計画値

9) 前立腺がん検診

50歳以上の男性を対象に実施している検診です。

■前立腺がん検診の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間延べ人数	人	177 (155)	158 (169)	160 (183)	160	165	170
受診率	%	8.9 (13.0)	8.0 (14.0)	8.1 (15.0)	8.1	8.4	8.6

※（ ）内の数値は前期計画値

③訪問指導

介護予防等のために支援を必要とする高齢者や在宅介護を担っている家族に対して、健康の保持増進を図るために保健師等が実施するものです。

心身機能の低下を予防し、健康の保持増進を図るためにも積極的な事業の展開が求められています。

■訪問指導の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
指導実績数	人	107 (102)	97 (104)	90 (105)	95	100	105

※（ ）内の数値は前期計画値

(2) 老人福祉事業

①在宅介護支援センター運営事業

本町では、在宅の高齢者やその家族の方の総合的な相談に応じ、福祉の向上を図ることを目的として、在宅介護支援センターの運営を委託して行っています。介護老人保健施設「きんもくせい」内にあり、無料で高齢者の相談に応じています。今後も地域包括支援センターと連携し、事業を進めていきます。

■在宅介護支援センター運営事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
延べ利用者数	人	659 (848)	679 (859)	685 (868)	701	718	725

※ () 内の数値は前期計画値

②生活管理指導員派遣事業

介護保険の認定対象者以外の人で、日常生活及び家事に対する支援・指導が必要な人にホームヘルパーを派遣し、生活習慣等の指導等を行う事業で、町社会福祉協議会に委託して実施しています。

③生活管理指導短期宿泊事業

基本的習慣が欠如し、対人関係が成立しない等、社会的適応が困難な高齢者に対して、一時的に施設に宿泊してもらい、生活習慣等の指導や支援を行う事業です。

④介護保険以外の福祉施設

1) 軽費老人ホーム (A型、ケアハウス)

本町においては、軽費老人ホーム、ケアハウスが各1箇所設置されています。

■軽費老人ホームの実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
A型	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
ケアハウス	箇所	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

※ () 内の数値は前期計画値

2) 生活支援ハウス運営事業

おおむね 60 歳以上で高齢等のため、独立して生活することに不安がある人が、安心して健康で明るい生活を送れるように支援する事業で、介護老人保健施設「きんもくせい」内に1箇所設置しています。

3. 社会参加と生きがいづくり

(1) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業により健康を維持し、生きがいを持ち、地域社会に貢献することを目的に活動しています。

今後とも高齢者が就労を通じて生きがいを高めることができるよう、会員の加入促進や運営費の助成等による支援を継続していきます。

■シルバー人材センターの実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
会員数	人	62 (65)	52 (67)	47 (70)	50	53	56

※ () 内の数値は前期計画値

(2) 老人クラブ助成事業

老人クラブ連合会は、旅行や交流会、ふれあい運動会の開催や、地域の美化活動等、高齢者への援助を行っています。本町では、現在 18 の行政区のうち、13 区に老人クラブが組織されており、今後も加入促進や助成による活動支援を継続していきます。

■老人クラブ助成事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
クラブ数	クラブ	12 (13)	12 (13)	12 (13)	13	13	13
会員数	人	467 (499)	467 (505)	422 (510)	427	432	437

※ () 内の数値は前期計画値

(3) 長寿健康の家の活用

長寿健康の家は、高齢者の健康と福祉の増進を図るとともに介護予防の拠点施設として、設置されています。高齢者が集い、交流を深めることのできる場として活用できるよう、利用方法等について検討し、活用を進めていきます。

(4) 生涯スポーツ活動の普及・促進

関係団体等と連携して、高齢者の生きがいづくりや健康増進につながる生涯スポーツ活動の普及・促進に取り組んでいきます。

4. 安全・安心な地域づくり

(1) 緊急通報体制等整備事業

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で危険性のある疾病を持つ方と、ひとり暮らしの身体障がい者に対し、災害や急病など緊急事態が発生したとき、迅速かつ適切な対応を図るための事業です。

■緊急通報体制等整備事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用世帯数	世帯	57 (54)	55 (55)	43 (56)	45	48	51
新設置	件	6 (5)	3 (5)	2 (5)	3	3	3

※ () 内の数値は前期計画値

(2) ひとり暮らし高齢者等見守り事業

高齢化の進展により、地域で孤立しているひとり暮らし高齢者が増えてきており、高齢者の孤独死が発生するなど、社会問題となっています。

孤独死を未然に防ぐとともに、高齢者が地域の中で安心して生活を送ることができる体制を強化する必要があります。

そのため、本町では安全・安心まちづくり推進協議会で、要援護者（ひとり暮らし高齢者等）の見守りを行うため、見守りネットワークの構築に向けて取り組みを進めています。

また、自治会、サロン、老人クラブ等の地域活動での見守りの協力を得て、より身近なネットワークが構築できるよう、町社会福祉協議会とも連携して進めていきます。

■ひとり暮らし高齢者等見守り事業の実績と見込み

	単位	実績		見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見守りマップ 作成地区数	箇所	1 (3)	1 (3)	1 (3)	2	2	2

※ () 内の数値は前期計画値

(3) 救急安心カード配布事業

持病や常用薬、緊急連絡先など救急救命活動に必要な情報をご自分で救急安心カードに記入し、専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておき、いざ救急車を呼んだとき救急隊が救急安心カードの内容を確認することで、迅速かつ適切な救急救命活動に役立てるための事業です。

(4) 巡回バスの利便性向上と買い物支援の充実

高齢者の外出、買い物支援として、本町では巡回バスを運行していますが、より利用者のニーズに合わせた運行と利便性の向上に向け、利用実態の把握や、運行時間、ルートの見直し等について検討を行います。

また、社会福祉協議会が実施している、買い物支援ワゴン事業の充実を図り、地域での移動販売事業の実施についても検討していきます。

(5) 防災・防犯体制の確立

災害時の避難誘導や要援護者の支援体制について、高齢者の不安の声が上がっています。このため情報伝達手段の整備や防災マップの活用により、地域の防災意識を高めるとともに地域の組織づくりが必要となっています。特に避難場所や危険区域の周知を図り、日頃から自治会の自主防災組織等と連携した防災訓練等を実施し、住民の防災意識の向上に取り組めます。

また、高齢者世帯の防犯についても警察等の関係機関や地域と連携し、見守りの意識を高める取り組みを進めていきます。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1. 計画の周知

本計画については、町民、各関係機関等の連携・協力のもと推進していく必要があるため、広報紙やホームページ等の様々な媒体を通じて周知を行います。

2. 計画の推進体制

本計画の取り組みは、高齢者の生活全般にかかわることから、庁内体制として福祉課を中心に関係部署が連携を図りながら計画を推進します。

また、医療・介護・介護予防・見守り・生活支援・住まいのサービスを高齢者の状態の変化に応じて切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムを確立していくため、医療・介護・保健・福祉の関係機関、民生委員児童委員協議会、自治会長会、老人クラブ連合会、ボランティア等、地域で活躍する様々な団体・関係機関との連携・協働による取り組みを推進します。

3. 計画の進行管理

本計画に示す事業を適正かつ確実に実行するため、年度ごとに進捗状況の点検を行い、庁内関係各課にて情報を共有します。また、点検結果について、広報紙やホームページ等を通して、可能な限り町民の皆さんに公開します。

なお、点検を経て、内容の見直しや変更の必要がある場合には、計画の目標達成に向け適切な対応を行い、以後の計画期間において取り組みを進めていきます。



資料編

1. 小竹町高齢者対策審議会条例

平成4年3月27日

条例第7号

(設置)

第1条 小竹町における本格的な高齢化社会に対応し、人生80年代にふさわしい行政施策の策定に資するため、小竹町高齢者対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて高齢化対策の基本方針に関する事項について、必要な調査及び審議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

(委員の定数及び任期)

第3条 審議会は、町長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月27日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2. 小竹町高齢者対策審議会 委員名簿

区 分	氏 名	選出団体等
学識経験者	和 田 明	町議会
	和 田 瑞 穂	(会長)
医療関係団体	加 来 洋 司	直方鞍手医師会
福祉関係団体	椎 葉 克 彦	社会福祉協議会
	石 川 憲 彦	民生委員児童委員協議会
福祉関係施設	山 川 庄 三	特別養護老人ホーム新多園
	藤 村 泰 子	軽費老人ホーム福寿園 (副会長)
町民代表	水 谷 日出男	
	平 尾 正 人	
	齋 藤 一 枝	
	中 村 博 文	
	岡 野 峰 人	

任期：委嘱の日（平成29年9月27日）から所掌事務終了（平成30年3月6日）まで

3. 小竹町高齢者保健福祉計画 策定経過

開催日	内 容
平成29年 9月27日(水)	第1回小竹町高齢者対策審議会 ・委員の委嘱 ・諮問 ■議事 ・小竹町高齢者保健福祉計画の策定について
平成29年10月30日(月)	第2回小竹町高齢者対策審議会 ■議事 ・介護保険法等の改正の概要について ・高齢者の保健福祉に関するアンケート・高齢者生活アンケートの結果について ・住民ワークショップの結果について ・関係団体ヒアリングの結果について ・小竹町高齢者保健福祉計画(素案)について
平成29年11月27日(月)	第3回小竹町高齢者対策審議会 ■議事 ・小竹町高齢者保健福祉計画(素案)について
平成30年 1月29日(月)	第4回小竹町高齢者対策審議会 ■議事 ・小竹町高齢者保健福祉計画(素案)について
平成30年 3月 6日(火)	小竹町高齢者保健福祉計画の答申

4. ワークショップ実施報告

(1) ワークショップ実施概要

「小竹町高齢者保健福祉計画」の策定にあたり、町民主体の計画策定を考慮して、町内の3小学校区の各自治会においてワークショップを実施し、町民の方からの意見や課題を集めました。

実施地区	実施日	実施時間	実施場所	参加者数
栄町区	9月 2日(土)	13:00~	栄町区公民館	1回目: 20人
	9月 9日(土)			2回目: 23人
七福区	9月 4日(月)	13:30~	七福コミュニティーセンター	17人
御徳2区	9月23日(土)	13:30~	小竹東住民センター	13人

(2) ワークショップ実施方法

①グループの構成

参加者を5~6人ごとのグループに分け、グループ単位で自由に意見交換を行いました。

②進め方

出された意見を付箋紙に書き出し、広用紙に貼り、同じ意見をグルーピングして取りまとめを行いました。

③協議内容

1) 高齢者の日常生活上の困りごとや課題

高齢者が日常生活を送る上で困っていること、または課題について意見を出し合いました。

2) 課題に対する取組と今後について

出された課題や問題点の解決に向けた取組や、今後の方向性について意見を出し合いました。

《ワークショップの様子》



【栄町区】



【七福区】



【御徳2区】

(3) 地区別ワークショップの結果

【栄町区】

項目	困りごとや課題	これまでの取組等の状況
巡回バス	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回バスの本数が少ない ・巡回バスが公民館の方に行かない ・町立病院に行く時と買い物のバスが不便 ・最終便の時間を遅くして欲しい ・土曜日でも通常運行して欲しい ・直方行きバスをつくって欲しい ・荷物係を一人つけて欲しい ・巡回バスとJRの連携（接続）が悪い ・買い物が不便、巡回バスの便が少ない ・便数を増やして欲しい ・直方方面に行くのが不便 ・巡回バスに押し車で乗ろうとすると他の人から嫌な目で見られる ・買い物や通院での巡回バス間の接続が悪い ・直方に行くのに不便なので西鉄バスに運行して欲しい ・巡回バスを利用して買い物する時、荷物を運ぶのが大変 ・巡回バスのルートを見直して欲しい <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車内に押し車が乗る旨、パネル等で表示する 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月に巡回バスのルートの一部変更したが、便数は増やせていない ・社会福祉協議会で、買い物支援ワゴンによるトライアルからの送りを実施している ・買い物支援ワゴンを自治会に貸出し、買い物支援に活用している
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害、緊急時の給水場所への移動が不便 ・栄町区10組の三角路に街灯を付けて欲しい ・災害時等に避難が出来るか不安 ・災害時の給水場所を各自治会の公民館に設置して欲しい <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所への声掛けを行っていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会で自主防災組織を設立している ・町で、自治会の協力を得て、防災訓練及び防災講演会を実施している ・身分証明にはマイナンバーカードの発行を進めている
住居	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅の補修をして欲しい <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の見守り ・日頃から家に閉じこもらないよう住民同士仲良くしておく 	
ひとり暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし、地域の人の交流、声かけや草取り時に声かけ ・ひとり暮らしの方が心配 <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からひとり暮らしの人や近所の人に声かけをしておく 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員と福祉課（高齢者福祉係・地域包括支援センター）の連携を密にし、見守りや相談体制の強化を図っている ・認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の実施や認知症ケアパスの作成、配付により啓発を進めている ・町内3箇所介護事業所に委託し、認知症カフェを実施している

項目	困りごとや課題	これまでの取組等の状況
交通	<ul style="list-style-type: none"> 交通手段として巡回バス・タクシーの充実 病院に行くのに車がないので少し不便 土曜日、日曜日に車がないので不便 普通の買い物は、家まで荷物を持って帰るのが重いので不便 高齢者が多いので、移動が困難 <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 団地内での交通ルールを守る 	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月に巡回バスのルートの一部変更したが、便数は増やせていない 社会福祉協議会で、買い物支援ワゴンによるトライアルからの送りを実施している 買い物支援ワゴンを自治会に貸出し、買い物支援に活用している
地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域との交流、若者、子どもとの交流 下校時子どもの見守り <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日々の散歩や団地内を歩く時にちょっと周りの様子を気にかける 近所付き合いがあれば日頃から助けあいができる 声かけをしあう、情報を共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいサロンの実施団体が増え、地域の交流の場となっている
環境	<ul style="list-style-type: none"> 草刈り、ゴミの撤去、木の伐採をして欲しい 高齢のため庭の手入れが出来ない 道端にゴミが捨ててある 塀のブロックの上に空き缶、空きビンが置いてある 住宅をどこが管理しているのか分からない(草・木がおいしげっている) 下水が臭い <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 木の伐採等、大がかりなものは組長を通して月1回の組長会議にて出してもらおう(組長→区長→町へ) 	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治会で自主防災組織を設立している 町で、自治会の協力を得て、防災訓練及び防災講演会を実施している
空き家	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の草刈り・木の伐採は町で管理して欲しい<空き家対策> 住宅管理の指導をして欲しい 空き家の雑木の処理が悪い 空き家が本当に空き家なのかどうか不明 空き家のカーテンをはずして欲しい <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町への働きかけ(空き家の解決策) 空き家は町がきちんと対応していく シルバー人材センターを周知し、活用を促す 隣近所の協力体制をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> 町で、今後の空き家対策について検討するため、自治会の協力を得て、空き家調査を実施している 町営住宅の空き家については、町で管理し、老朽化している住宅は随時、取り壊している
病院	<ul style="list-style-type: none"> 町立病院の対応が悪い(予約制だからと受け付けてもらえない) 病院が少ない(耳鼻科・眼科・皮膚科がない) <p>【今後の取り組みの方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町立病院の診療科目を増やして、総合病院とする 	
買い物	<ul style="list-style-type: none"> 買い物が不便、時間がかかる 	<p>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年6月に巡回バスのルートの一部変更したが、便数は増やせていない 社会福祉協議会で、買い物支援ワゴンによるトライアルからの送りを実施している 買い物支援ワゴンを自治会に貸出し、買い物支援に活用している

項目	困りごとや課題	これまでの取組等の状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> 町の防災無線の放送が聞こえないので、しっかり管理して、状況を把握して対応してほしい 町に関する課題について相談先が分からない 【今後の取り組みの方向】 <ul style="list-style-type: none"> 町に要望を挙げていく 町民の声を聞く場が必要である 町の課題に関心を持って町民が声を挙げ続ける 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線の難聴地域で、自治会長を通して要望があれば、個別受信機の貸出しを行っている 防災無線の放送内容を聞くことができる電話番号(フリーダイヤル)を周知している 町への要望等は、基本的に自治会長をとおして相談していただいている

【七福区】

項目	困りごとや課題	これまでの取組等の状況
巡回バス	<ul style="list-style-type: none"> 巡回バスの時間帯を考えてほしい(巡回バスの時間、コース) 巡回バスに自分が乗りたい所で乗りたい 巡回バスの台数を増やして欲しい 巡回バスの時刻表の見直し(時刻が合うように) 交通の便が悪い(巡回バスの時間やルート) 	(再掲) <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 6 月に巡回バスのルートを一部変更したが、便数は増やせていない 社会福祉協議会で、買い物支援ワゴンによるトライアルからの送りを実施している 買い物支援ワゴンを自治会に貸出し、買い物支援に活用している
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> 不審者が出没し、不安なのでどうかして欲しい 	
住居	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの高齢者が施設に入所した時の自宅の処分等も心配している 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターのワンコイン(500円)サービスの利用を勧めている
福祉	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員にもっと家庭訪問してほしい 不安のある人への見守り、福祉関係へのつなぎ 	
ひとり暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 独居高齢者に月1回は声かけをしてほしい 	(再掲) <ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員と福祉課(高齢者福祉係・地域包括支援センター)の連携を密にし、見守りや相談体制の強化を図っている
交通	<ul style="list-style-type: none"> 歩道を整備してほしい 町の行事等に参加する時の交通の便が悪い 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の補修については、町の担当者が定期的に巡回し、補修が必要な場合は、その都度対応している 区で把握した場合は、自治会長を通して担当課へ要望してもらい、補修の対応を行っている 犬の散歩中のマナーについては、町で、注意喚起の看板を設置している (再掲) <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 6 月に巡回バスのルートを一部変更したが、便数は増やせていない 社会福祉協議会で、買い物支援ワゴンによるトライアルからの送りを実施している 買い物支援ワゴンを自治会に貸出し、買い物支援に活用している

項目	困りごとや課題	これまでの取組等の状況
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味活動が行われている ・老人会活動が活発に行われている ・サロンが充実し、活動が活発 ・週に1、2回高齢者の話ができる場所が欲しい ・近所で話をしない人がいる（何かのとき不安） ・町に高齢者が集まってふれあえる行事が少ない ・1ヶ月に1回でも良いので、皆さんと話しながら食事をする会を開催して欲しい ・町主催の高齢者向け講座等が開催されていると思うが、知る方法がわからない（町報等は見ている） ・元気な人は玄関に旗をたてる（毎朝） ・地域での食事（栄養）教室を開催する ・地区の公民館で料理を教えてくれる先生を派遣してもらい料理教室を開催して欲しい 	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員と福祉課（高齢者福祉係・地域包括支援センター）の連携を密にし、見守りや相談体制の強化を図っている ・ふれあいサロンの実施団体が増え、地域の交流の場となっている ・町で、今後の空き家対策について検討するため、自治会の協力を得て、空き家調査を実施している
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングマシン等が使える施設・高齢者がふれあえる施設をつくる（健康教室の開催等） ・旧若竹荘のような施設があれば良い ・自宅に健康用の器具があれば良い ・自宅の草刈りに困っている ・空き家の前の草などの処理に困っている ・空き家の前の歩道の方に草がのびてきているので、通行の邪魔になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の地域担当職員が区の行事等に参加し、協力している <p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターのワンコイン（500円）サービスの利用を勧めている ・町有地の草刈り等については、町の環境美化センターで定期的に実施している
空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の管理（町営住宅） ・空き家の周りの片付け ・自治区の歩道や空き家の草や枝が多いので困る 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス利用者に対する対応 ・自治会長から町にお願いしていただく ・自治会長から民生委員の方をお願いしてもらいたい ・町に相談する ・区費が払えない人がいる 	

【御徳2区】

項目	困りごとや課題	これまでの取組等の状況
巡回バス	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物（トライアル）に行くのに巡回バスの利便性が悪い ・買い物をして帰る迄の時間が長いので、巡回バスの回数を多くしてほしい ・買い物だけの巡回バス（例：赤地・御徳便、兵丹・南良津便、毛勝・新多便など） ・曜日ごとに分けても良い 	

項目	困りごとや課題	これまでの取組等の状況
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の連絡体制が不安 ・避難場所の周知ができていない ・避難場所が低い所にある ・災害時に耳が遠くて防災無線の放送が聞こえにくい（雨天時など） ・本当に対応できる避難場所を確保し、指定してもらいたい ・災害が起きたとき、どうしたらいいか（行動計画）がわからない ・災害時の高齢者への対応 ・災害に対する意識を高める ・防災訓練等を活用し、周知していく 	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治会で自主防災組織を設立している ・町で、自治会の協力を得て、防災訓練及び防災講演会を実施している
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・苦勞しながら病院に通院している高齢者がいる 	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月に巡回バスのルートの一部変更したが、便数は増やせていない ・社会福祉協議会で、買い物支援ワゴンによるトライアルからの送りを実施している ・買い物支援ワゴンを自治会に貸出し、買い物支援に活用している ・町からJR九州に勝野駅への快速電車の停車の要望を行っている
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り協力員はどうなったのか ・地区の実態（人）がよくわからない ・自治会（組）に入っていない人が増えている ・近隣との、付き合いを大切にしていく ・ラジオ体操、スロージョギング、ウォーキング等の交流の場を提供する ・家での閉じこもりを少なくし、人とのつながりをつくる ・住民センターを活用し、集いの場をつくる（現在カラオケ同好会を推進中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンの実施団体が増え、地域の交流の場となっている
空き家	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等が多く、環境（除草等）が良くならない ・空き家が増え、防災面で不安がある ・空き家調査の結果を見守る 	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町で、今後の空き家対策について検討するため、自治会の協力を得て、空き家調査を実施している
買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回バスで買い物に行くと買い物する時間が少ない ・買い物支援を充実して欲しい ・買い物支援バスの増便をしてほしい 	<p>（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年6月に巡回バスのルートの一部変更したが、便数は増やせていない ・社会福祉協議会で、買い物支援ワゴンによるトライアルからの送りを実施している ・買い物支援ワゴンを自治会に貸出し、買い物支援に活用している ・巡回バスの運転手については、委託先の社会福祉協議会が指導、監督を行っている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住民（町民）の意識を改革すべき（自助・共助・近助） 	

5. ヒアリング実施報告

福祉関係団体に現在の活動内容や現状等についてヒアリングを行い、意見や課題を集めました。

実施団体	実施日	実施時間	実施場所	出席者
民生委員児童委員協議会	8月18日(金)	10:00~	総合福祉センター	会長・副会長・役員 7人
宮若・小竹シルバー人材センター	8月18日(金)	15:00~	宮若・小竹シルバー人材センター	理事長・事務局長 2人
社会福祉協議会	8月21日(月)	10:00~	総合福祉センター	事務局長・係長 3人
老人クラブ連合会	8月29日(火)	10:00~	総合福祉センター	会長・事務局 2人
地域包括支援センター	8月29日(火)	11:00~	役場会議室	管理者・三職種 4人

以下に、団体ごとの実施結果概要を報告します。

小竹町民生委員児童委員協議会

期日：平成 29 年 8 月 18 日 10：00～12：00 場所：総合福祉センター

◆質問項目	◆ヒアリング内容
<p>1) 活動状況</p> <p>2) 高齢者を支える地域活動、ボランティア活動</p> <p>3) 自由意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者についての活動としては、ひとり暮らしの方や高齢者夫婦世帯の見守りや、近所の方に出たら、その方の状況を尋ねたり、近くに家族、兄弟とかおられたら訪ねたりしている。ただ、何かあった時に、早くこちらにも情報が入るようになればとは思っている。 ・ 会って話すことが大事なことだと思う。認知症の疑いがある方もおられるので、その場合に家族の方には、できるだけオープンにして、何かあれば、隣近所の人に話をして見守りをしてもらう方法もあるということまで話している。 ・ できるだけ一人じゃなくて多くの同じような高齢者の方、また若い方も含めて見守りの目を多くしていかなければいけない。 ・ これからは、とにかくお話を集いの場に引っ張り出して、笑って、それが一番いいのではないかなと思う。これから老々介護が、やがて認知介護になるケースも出てくるのではないかな。 ・ 生活保護の方々については、県のケースワーカー、専門職の方たちが結構頻りにコンタクトをとっているから、何かあったときにはケースワーカーのほうから連絡がある。そういう協力関係の下に活動している。 ・ 新しく区に人が入ったときに連絡がない。その人の情報をつかみにくいところがある。 ・ 社会福祉協議会から独居の方たちの名簿が提出されたときに、訪ねていくが、そういう情報もほしい。 ・ ひとり暮らしの声かけや日常生活の支援、地区サロン等、活動に参加する人は参加しているが、本当に入ってほしい方たちをいかに参加させるということが課題である。 ・ 精神障がいをお持ちの方、重度であれば病院に入院されると思うが、家族が同居していないと、本人がどのような状況であるか、私たちはつかめない。そういう方に家庭訪問や相談に行きたいが、でも一人では行けないので、自治会長に同行をお願いしている。 ・ 組費について、お年寄りが多く、ひとり暮らしの人、高齢者二人の世帯もいるが、皆さんきちんと準備して待っておられる。そこでお話をしますが、これがやっぱり見守る原点、地域づくりの原点だと思う。 ・ 組に入っていない方が何名かいる。入っていない人は若い人が多いようである。もともと住んでいる方は皆さん入っている。そういう地域がしっかりしていれば、つながりもできると思う。 ・ 民生委員児童委員として家庭を訪問するときに、一番気をつけるのは、相手はどう思っているのかということである。相手はどういうふうを受け入れてくれるかということが一番考えるが、そのためにはいろいろな情報が必要だと痛感している。

- ・ 若い方は組に入っていない方も多いが、小学生の子どもが二人とか三人とかいる方は、子ども会の行事に関わらせたいというお母さんたちも実際おられる。ただ、子どもさんもないところは、別に組に入らなくても何も不自由がない。子ども会が嫌だという親もいる。でも、それは子どもが成長するためにはマイナスだと思う。
- ・ 認知症の方というのは、民生委員児童委員の目から見ても、増えてきているという実感はある。
- ・ 組長、役員はある程度の期間で変わる。2年に1回が普通だが、早い人は1年に1回。民生委員児童委員だけでは全部を把握することができず、情報が入ってこない場合があるので、組長には状況を必ず知らせてほしいとお願いしている。
- ・ 区には加入してほしい。ただ、住民異動で役場に来たときに、案内はしていると思うが、強制はできない。
- ・ あくまでも本人との協調、同意の上で情報を得ることが基本である。頼ってこられれば行政や関係機関につないだり、自分でできることはお手伝いをしたりしなくてはいけない。しかし、こちらのほうから踏み込んでという形は難しい。
- ・ 本町においても独居老人の死亡の事例があった。外部との交流があれば、100%とはいかないにしても、防げる確率は高いと思う。
- ・ 民生委員児童委員と自治会との協力も必要なことだと思うが、どこまで自治会の中で引きこもりをなくすようなことができるかと言ったら、やはりサロンとか、介護予防ポイントカードの活動とか、そういう形のものをもっと広げていかないと難しいと思う。民生委員児童委員が行って声かけしても、自分が嫌だと思っていることについて一歩踏み出すことは難しいと思う。
- ・ 老々介護というか、実際高齢者が高齢者を見るということで、極端に言えば、これから自分の年上の人ばかりでなく、年下の人面倒を見る時代になってくると思う。国がということよりも、やっぱり地域がそういう体制をつくることができないと今後、対応していくのは難しいと思う。
- ・ 少しでも集いの場を増やそうということで、今、カフェとかサロンを実際に実施しているところもある。これもいつまでできるかという不安はある。今は、体操したり、ただ来て、グループでも何でもお話をするという内容だが、それだけではもったいないので、たまには町の講習を受けたり、今度は認知症のこととか、警察署の講習とか、そういうものを入れたいと考えている。

宮若・小竹シルバー人材センター

期日：平成 29 年 8 月 18 日 15：00～17：00 場所：宮若・小竹シルバー人材センター

◆質問項目	◆ヒアリング内容
<p>1) 活動状況</p> <p>2) 高齢者支援に関する取り組み</p> <p>3) 自由意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮若・小竹シルバー人材センターは昭和 63 年に設立されて、現在に至っている。広域のシルバー人材センターということで、従来は宮田町、若宮町、小竹町と 3 町で構成されて、その後、宮田町と若宮町が合併し、宮若・小竹シルバー人材センターとなっている。 ・ 高齢者の就業の幅が、制度当初から比べると変わってきている。従来は請負というか委任という形が一般的だったが、平成 17 年に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、派遣事業が実施された。法律は変わったが、取り組みが遅れており、国のほうも本格的に、平成 27 年ごろから人材センターに対し補助金を交付し、活動を推進している。 ・ 当初、シルバー人材センターは、草刈りや剪定等を中心にやってきた。住民の中にそういうイメージが定着している。現在はワンコインサービス事業や普通の家事援助や学童保育の事業関係等、様々な事業を実施しているが、従来のイメージから脱却できない。そういう部分を払拭していくことが課題である。 ・ ワンコインサービス事業は、1 時間 500 円で高齢者の方に対する家事援助等を行う事業である。風呂場を清掃したり、トイレの清掃、茶わんの片づけ、布団干し、ごみ出し等をしたり、介護保険事業の中でフォローできないような部分をやっている。この事業は 500 円で家事等の援助を行うことが本来の目的と思われるが、本来の目的は、定期的に行くことによって安否確認をすることである。 ・ ワンコインサービス事業を、市町の新総合事業の中で位置づけることができれば、買い物支援等も含めて対応していけるかと思う。そうすることで、事業も継続的に進められるし、利用者も、市町が関わることで、より安心されると思う。 ・ 市町村が取り組む介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みについて、シルバーでできるような事業は、今のところ買い物支援が一番かと思う。調理等はいろいろな制約があり難しい。できれば、こちらから案を提出して、行政に相談できればと考えている。 ・ 介護保険事業に適用されれば、会員自体も従来のワンコインサービス事業以上に金額が上がってくる。ワンコイン 500 円というのは、普通の時給単価で考えたら 760 円で、今年の 10 月からは 20 円ほどアップする。それを考えるとボランティア的な事業である。そういう部分も解消していきたい。それと、市町で事業を広めてもらうことによって、利用者の方が増えると思う。ただ、どうしても介護保険の制度上の縛りが出てくる。

- ・ シルバー人材センターには、就労に関して、臨時的、短期的、その他軽易な業務で、月 10 日または週 20 時間以内という制約がある。これも大きな課題である。家事援助等については週 20 時間という制約がある。それでも5日で4時間ぐらい就労できるので、半日ぐらいの就業でやっている。毎日、終日いてくれというケースも出てきているが、毎日は不可能で、会員が交代で、2日出たら次の人が出るという形で取り組んでいる。ただ家事援助的なものになると、同じ人がいいという要望が結構出ている。
- ・ 家事援助にかかわらず、仕事を依頼する方が認知症で、同じことを繰り返すというケースもある。家族の方から連絡があって、後からわかるケース等、いくつか出てきている。そこを事前に把握するのは難しく、仕事の話があれば受けるのを前提にしているが、その後、家族の方が断ってくるケースも何件かあった。全体に数として増えているかどうかは、わかりづらい。
- ・ 活動上の課題としては、当センターでは 60 歳から会員になることができるが、今、入会者が少なくなっている。PR不足なのか、対象となる方が、センターの仕事に対し固定的なイメージがあって説明会に来られないのかわからない。一つは、企業等の雇用環境が変わってきているのではないかと。今は 60 歳定年だが、65 歳まで雇用延長という形になってきている。そのように雇用環境が変わったからなのか、センターに魅力がないのかわからないが、恐らく雇用環境が変わって、そのまま民間の方で就労を継続されるケースがあるのではないかと。思う。
- ・ 今多いのは、経済的な支援が欲しいという方である。それで、説明会には来られるが、入会にまで至らないというケースが結構増えている。センターに入っても生活費の足しにならないということである。
- ・ シルバー人材センターが国の医療費の削減に寄与しているという試算がある。健康で働かれるから病院にかからない。医療費の削減になるということである。もう一つ、生活保護費の削減。働いていたら収入があるから、生活保護をもらわなくていい。そういう効果があると言われていた。高齢者の方が働いていたら、健康づくり、生きがいづくりにつながり、ひいては、国の予算削減にも寄与できるということである。
- ・ 会員の入会にしても、行政も一緒になってPRのお願いをしたい。
- ・ 事業採択ができるような事業があれば、ぜひセンターを活用していただきたい。地元の会員に収入ができ、その収入が地域で使われて還元していくということにもつながっていく。
- ・ 今、センターで独自事業に取り組んでいる。シルバー農園とか焼き芋の販売とかをやっているが、そういうことを啓発の一つとして、会員になる前にそういう活動に参加してもらったら、おのずとセンターに入ってくるような体験等を含めてやっていきたい。そういう形で地域の中に入って行って、参加してもらおうということも心がけている。仕事ばかりでなく、そういう楽しいこともしていけば、会員の入り方も変わってくると考えている。

小竹町社会福祉協議会

期日：平成 29 年 8 月 21 日 10：00～12：00 場所：総合福祉センター

◆質問項目	◆ヒアリング内容
<p>1) 関連活動状況 2) 地域包括ケアシステムの推進 3) 地域支援事業の実施 4) 小竹町の高齢者福祉全般 5) 自由意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に関する事業としては、ボランティアになるが、独居老人の方に安否確認等と、月に1回、ヤクルトを持って行ってお話をするというのをやっている。また、配食サービスを実施しており、お昼が火曜と金曜、夕食は月曜日から金曜日に実施している。調理が困難な方の安否確認もしている。 ・ ひとり暮らし老人の集いで、町内 75 歳以上の独居老人を招いて、1日楽しく過ごしていただく事業をしている。 ・ 高齢者の介護支援事業として、月第1、第3水曜日にトライアル小竹店から自宅までの送迎をしている。 ・ 老人ベル設置事業では、独居老人の方には緊急装置があるが、その手前の方に対し、何か異変があったらそのベルを鳴らして、近所の方に知らせるという取り組みをしている。 ・ ふれあいサロン事業として、町内の 16 カ所に指導員と看護師を派遣している。半日楽しく過ごして認知症等予防や若返りを図っている。 ・ 今、高齢者はデイサービスとかお出かけが多く、昔のように家に閉じ込める方は少ない。 ・ 社会福祉協議会としても、各団体と交わって意見交換なり、事業に参加したいと思っている。 ・ ふれあいサロン事業は、18 行政区に各1カ所、計 18 カ所の開設、それが第一段階の目標である。第二段階としては 36 カ所、いわゆる各行政区に2カ所が目標である。行政区によっては地域が広く、対象者の方が歩いて来られないところがあるので、36 カ所を目標にやっていきたい。ただその場合、今、地区の公民館などを使用しているが、各地区には1カ所しか公民館がないのが通常なので、空き家等、何か活用できるものがあればと考えている。 ・ 課題として大きいのは、今、ボランティア団体を3団体抱えているが、そのボランティアの方の高齢化である。サロンにしても同じである。ボランティア団体のほとんどで、スタッフの方が対象者に回っているような年齢である。それで、若手スタッフの育成が進んでいない。当然、日中は仕事をされているので、ボランティアもサロンのスタッフも、他の色々な事業でも、担い手の高齢化で人が集まっていない。 ・ 本当に支援が必要な方、ぜひ来てもらいたいと思っている方は、やはり家から出るのが大変というか、おっくうという方が多い。声かけはしているが、そういう方に出てきてもらうのはなかなか難しい。 ・ サロンを実施する場所にも問題があり、今、公民館を使っているが、そこまで行くのが大変という方がおられる。スタッフが迎えに行くところもあるが、公民館だけではなく、どこかでできればと思う。

- ・ 耳が不自由な方から、コミュニケーションがとれないということを時々聞く。コミュニケーションがうまくとれないことで二の足を踏まれる方もいる。
- ・ 地域支援事業で、介護保険事業の中でも各地域で担うべき役割があり、介護保険対象外の方々に対するケアや、一般の方々に対する関わり方とか、他団体と連携をとってやっていくということになると、民生委員児童委員の協力が必要である。民生委員児童委員の協力がないと、地域の中には入っていけないと思う。
- ・ 買い物支援事業は、買い物難民といわれる方々の交通手段として、町の受託事業で無料バスが2台、朝から1日走っている。また、月に2回、10人乗りのワゴン車を社会福祉協議会の職員が買い物支援事業として実施している。それと、今、3自治会に買い物支援事業に協力いただいている。ワゴン車の空きがある限りは、周知して、他の自治会にも協力願えるところはやっていただきたいと考えている。
- ・ 今後は、例えば、ワゴンの運行を週1回にしていきたいと考えている。ただ、そうすると、その日は1日中職員がとられる。それで、法人内で今から話し合うことだが、例えば1週目から4週目まで一人ずつ職員を出せば毎週できるので、そういったことも考えている。
- ・ 社会福祉協議会と地域包括支援センターとの連携では、ヘルパー派遣事業をやっているので連携はある。それから、地域ケア会議の委員として出るとか、また地域包括支援センターの管理者に、当協議会の職員が出向している。
- ・ サロンは、月に1回、インストラクターの指導員と看護師を各地区全部に派遣しているが、その中で指導員から情報が入っている。年に1回、サロンのスタッフ全員が集まって、自分たちの地区の状況を話して情報を共有している。できればもう少し回数は増やしていきたい。
- ・ 今、支援員と看護師を派遣しているのは月1回だが、そのほかに、自分たちスタッフの方だけでおしゃべり会をつくって、3カ所か4カ所が月1回の開催とは別に、もう1日みんなが集まっている。
- ・ サロンを実施する施設の問題については、福祉課だけではなく、関係課との交流、話をする必要も必要と考えている。
- ・ 認知症の関係は、よく話題になる。私どもでは、認知症にならないためのサロンや集いを開いて体を動かしたりということは考えているが、認知症になったときの対応というと、認知症になった方々をどうやって見守っていくか。もちろん社協だけではできないので、ネットワーク的なもので見守っていくことを考えていく必要があると思う。
- ・ 認知症については、実態を把握したほうが私たちも動きやすい。民生委員児童委員でもわかっていないこともある。

小竹町老人クラブ連合会

期日：平成 29 年 8 月 29 日 10：00～11：00 場所：総合福祉センター

◆質問項目	◆ヒアリング内容
<p>1) 活動状況</p> <p>2) 高齢者を支える地域活動、ボランティア活動</p> <p>3) 自由意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な活動内容について、老人クラブは地域と隣組の愛の一声運動と、買い物、健康をベースに皆さん活動をやっている。 ・ 現在、会員数が年々減っている。新規の会員を勧誘するが、なかなか入ってくれない。60歳代は特に入らない。今は80歳代が多い。 ・ 社会奉仕も月に1回、草取り等、各地区で実施している。 ・ 今、老人会と言うと入らないので、各老人クラブに名称がある。年齢も65歳以上ということではなく、60歳以上のところがあるし55歳以上のところもある。なかなか会員が入ってこないが、支えてもらわないといけない状況がずっと続いている。 ・ 本町では18自治会中、12団体が活動しているが、実際に日々活動しているところは10団体か9団体ぐらいだと思われる。 ・ 老人クラブ連合会で実施しているのは、春の1泊2日の旅行、夏前のグランドゴルフ大会、雨が降った場合はスポーツダーツを実施している。10月になると、今度は各クラブで、いろいろな公民館活動でやっている。踊りとか、カラオケ等の集大成ということで一日集まっている。そのほかに、今年度は開催されないが、ふれあい運動会の中で1種目だけ老人クラブが入っている。 ・ 日々の活動については、各クラブで自主的にやっている。以前は廃品回収とかやっていたが、会員が高齢化して、子ども会もなくなったのでできないという状況である。それでも活動のできる人はシルバー人材センターに参加している。 ・ 自治会の役員等もやっていただく年代の人がいない。そして、老人会をやるということになる、年齢的になかなかお世話することができないので、自治会の運営も老人会自体の運営と変わらない。それで、老人クラブと自治会と、別個にやっているところが非常に多い。 ・ 会員も、男女の差が大きい。女性は多いが、男性はわずかしかない。女性が約80%、男性が20%ぐらいである。 ・ 地域にいても老人クラブに加入していない人が多い。特に男の人が入らない。女性は相互のコミュニケーションがあって声をかけて入っていただくことがあるが、男性の場合はそれが無い。 ・ 高齢者のひとり暮らしのところは、この人は誰が担当する、という形で担当を決め、何かあったときに誰が連絡するのかという、個人に対しての連絡体制はつくっている。 ・ 強制的なところは難しいが、町として例えば後期高齢者になったときには調査対象になってくるので、お世話対象年齢というような形でお世話するしか方法がないかもしれない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今度新しく高齢者保健福祉計画をつくる中で、老人クラブの支援とかではなく、逆に後期高齢者をお世話する計画とか、そういう形で出していけば、75歳で後期高齢者になったら保険も全部違うわけだから、そうなったときに、本当にお世話をしていけないといけないと思う。 ・ 本町の場合は介護施設が平成30年度から一つ増えて4施設になる。現実として本当にそれだけ必要なのか。ただ、これは介護施設が産業化しているから、周囲の市町村へ流れるということになりかねない。本町はそうならないようにしてほしい。 ・ 高齢者の集まる機会や場を増やしていけないといけない。
--	--

小竹町地域包括支援センター

期日：平成29年8月29日 11:00~12:00 場所：小竹町役場

◆質問項目	◆ヒアリング内容
<p>1) 活動状況</p> <p>2) 高齢者支援に関する取り組み</p> <p>3) 自由意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的支援業務は四つの項目があり、地域包括支援センターでは総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント支援、それを現在、3職種と言われる社会福祉士、経験のある看護師、主任ケアマネジャーの3名で実施している。 ・ もう一つ、指定介護予防支援事業があり、これは介護保険での要支援1、2の方に関するケアプランの作成で、委託事業所に対してはケアプランチェック等も現在実施している。 ・ その他、在宅医療・介護連携、認知症総合事業等がある。今年度は認知症施策に関して力を入れていこうということで、認知症サポーター養成講座を高齢者福祉係と協力してやっている。それから、認知症ケアパスを作成して、町内に各戸配付している。 ・ 課題としては、本町は高齢者人口が多いが、どんどん相談が来るということはない。その辺りの周知もいろいろやっていきたいと思っているが、センターの業務もどんどん幅が広がってくるので、一つずつに厚みを持たせるということが難しい。 ・ 地域の人たちのつながりというか、それも含めて認知症サポーター養成講座とか、実際に包括の職員が寸劇をしたりしているので、その辺りでは、地域住民とのつながりはできているかと思う。 ・ 認知症の初期集中チーム員と認知症地域支援推進員というのは、3職種がそれぞれ兼務している。その中で、大きな市町と本町と、またいろいろ地域性というのもあるので、その中で国が示すものをどうやって本町の中で取り入れていくかというところは、センター内だけの協議では難しいので、福祉課全体で協議の必要がある。 ・ 実際に今、母親が高齢者で、介護保険適用で、その子どもに障がいがあり、子育てができていないケースがある。センターの中で協議しながら、少しでも第三者が関わられるよう時間をかけてやっている。そういうところも広く協議できると、またそこで問題提起ができると思う。

- ・ これからは、福祉課全体で連携し、特に認知症のことにしても、高齢者とは限らないし、一般福祉係との連携もあり、障がい者、子育て支援とも関連するし、単独で受けているところが横の連携をとれば情報も増えるし、そういうところも含めて、定例的な協議を行う必要がある。
- ・ 民生委員児童委員はセンターに相談に来られるが、センターとしても、住民の方に知ってもらうことも大事であるが、つなぎの人たちに知ってもらうのが一番である。
- ・ 民生委員児童委員でもなかなか信頼関係が結べず、状況がよくわからない対象者の方は多くいると思う。それを、早い段階で関わらせてもらうタイミングがとても難しい。いかに網の目を密にして救っていくかというところは、福祉課全体として考えていかなければいけない。
- ・ 地域包括ケアシステムは、住まい・介護・医療・予防・生活支援と言われているが、住まいにしても、他の地域にサービス付高齢者住宅もあり、住みかえという点では、町内になくても大丈夫である。
- ・ 問題は医療である。医療・介護連携に関して協力できるところは、2市2町、直方市、宮若市、鞍手町、小竹町で直轄医師会があるので、そこでまとまって、協力してやれるところはやれるが、それぞれ町で取り組まなければいけない部分もある。在宅医療に関する訪問診療、訪問看護、訪問リハビリが町内にはない。小竹町立病院が、唯一町立病院として入院できる施設ではあるが、今のところ連携が図れていない。
- ・ 今後、町立病院も生き残っていくために在宅のサービスを検討していくと思うが、資格を持った要のソーシャルワーカーがいない。そこに社会福祉士を入れてほしいと思う。基本的なところがわかっていないので、こちらから話ができない状況である。
- ・ 地域包括ケアシステムを本町でつくとすれば、問題点は、重度の人が在宅に戻れない医療の関係である。
- ・ 何かあったときにどうしようとか、急に病状が悪くなったらどうしようというとき、その受け皿と訪問看護でつなげていくとか、そういう在宅の医療系のサービスと受け入れる入院先が確保されれば、今、国の言うケアシステムというのはある程度できると思う。家族に提案もできると思うが、実際それができないのは医療の問題だと思う。
- ・ 入院した方が在宅に戻るときに、必ずしも介護保険を使わなくても、例えば、今、総合事業で認定を受けなくてもすぐヘルパーが使えるし、デイサービスもできる。その知識がないと、必ず介護保険を申請するということになる。だから、いくら総合事業をやる、地域包括ケアシステムをやるといっても、関係者に制度の知識がなければ意味がないので、できれば町立病院に要のソーシャルワーカーを置いていただくか、介護・医療連携会議をやっていかないと、介護・医療連携は本町には根づかないと思う。

- ・ 総合事業ということで、介護保険も現行のサービスから住民のサービスまで幅広くなってきた。その中で、どんどん一般介護予防に落とししていく形になっているが、もう少し事業がわかりやすくなるといいと思う。一般介護予防事業というのはこうすることで、もっと住民が気軽に参加できればと思う。今、前期高齢者までの人たちは、医療とか介護の関心がすごく高い。サロン等も充実している。サロンのスタッフをしている人たちが、今度は自分たちが簡単にサロンの利用者になるのではなくて、人のお世話まではできないけど、今度は自分の体を健康にできるという段階的なものがないと、今元気な人たちがちょっと元気じゃなくなったときの受け皿は、今のままでは難しいと思う。
- ・ 介護予防を、もう少しいろいろな場所でできるようになればいいと思う。今、保健センター等で実施しているがもっと気軽に参加できる介護予防事業があればと思う。
- ・ 生活支援サービスについても、今、栄養改善を目的にした配食サービスも一応、生活支援サービスの中に入っているが、もう少し整理をする必要がある。
- ・ ケアマネジャーの連絡会を2カ月に一度行っている。町内のケアマネジャーは直方市や飯塚市のプランも持っているので、いろいろな地域のケアプランや介護の人たちと関わりがあり、ここの町はこういう福祉サービスがありますよということが一番わかっている。私たちはそういう話を聞いても、それを持っていける場所がない。だから、町立病院との医療・福祉連携会議のようなものがあれば、センターも参加し、意見をを出していきたい。
- ・ 社会福祉協議会との連携という点で、具体的にもうちょっと活動というか、動きが見えたらいいと思う。社会福祉協議会との連携も今後は重要になってくると思う。
- ・ 今はセンター主体でやっているが、これからは、住民主体でいろんなことをやっていくようになると思う。継続していくとなると、今後は住民の方がやっていく形になると思う。そうすると、そこまで人材を育てる、そういう意識を育てるとか、そういうときは社会福祉協議会が主体となってやっていく形のほうがいいと思う。

6. 用語解説

か行

介護予防

介護が必要な状態にならないよう、あるいは要介護状態が重たくなならないように、運動や食事、コミュニケーションや社会参加などを通じて、心身の健康の維持増進に努めること。

介護予防事業

介護保険制度の中では、介護保険本体の給付として導入される介護予防給付と、市町村の地域支援事業として実施される介護予防事業に整理される。

救急安心カード

持病や常用薬、緊急連絡先など救急救命活動に必要な情報をご自分で救急安心カードに記入し冷蔵庫に貼っておき、いざ救急車を呼んだとき救急隊が救急安心カードの内容を確認することで、迅速かつ適切な救急救命活動に役立てるもの。

居宅介護支援

居宅で介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて、介護サービス利用に関する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスが確実に提供されるようにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービス。介護保険の給付の対象。

ケア

個人及び家族に対する世話・援助であり、介護における行為もケアという言葉に含まれている。

ケアマネジメント

サービス利用者に対し、アセスメント（課題分析）によりニーズを明確化し、適切なサービス提供を目指し、様々な地域に存在する社会資源を活用したサービス計画を作成し、その実施から継続的な見守り、必要に応じて見直しを行う一連の過程をいう。

軽費老人ホーム

老人福祉法第5条の3に基づく老人福祉施設。原則として60歳以上で、家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な高齢者が低額で入所する施設。施設にはA型・B型・ケアハウスがあり、A型は給食サービスがあり、B型は自炊型、ケアハウスは利用者の虚弱化に対して外部のサービスを利用する。

高齢化率

総人口に占める高齢者人口（65歳以上人口）の割合のこと。

高齢者

65歳以上の方をいう。介護保険制度下では、この「高齢者」が第1号被保険者となる。

さ行

成年後見制度

家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な者の財産管理、身上監護などを本人に代わって行う制度。介護保険の実施にあわせ民法を一部改正し、従来の禁治産を改め、また、比較的軽度の方の利用（補助の創設）や判断能力があるうちから利用できる任意後見制度、複数の成年後見人の選任など、利用しやすい制度に改められた。

成年後見制度利用支援制度

身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について、町長が代わって申立てを行う。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業。

た行

第1号被保険者

地域に住所を有する65歳以上の人。

第2号被保険者

地域に住所を有する40～65歳未満の医療保険加入者。

地域支援事業

被保険者が要介護・要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため市町村が行う事業であり、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業がある。

地域包括支援センター

地域における高齢者の生活を支援する中核機関として、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント支援業務、⑤地域ケア会議の推進、⑥在宅医療・介護連携推進事業、⑦認知症総合支援事業、⑧生活支援体制整備事業等を行う。

超高齢社会

高齢者（65歳以上）の人口が総人口に占める割合を高齢化率という。高齢化率が14%を越えると「高齢社会」、21%を越えると「超高齢社会」となる。

通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院等に通って、施設において理学療法・作業療法など必要なリハビリを行うサービスのこと。デイケアとも呼ばれる。介護保険の給付対象。

デイサービス

デイサービスセンター等に日帰りで通い、食事・入浴の提供や機能訓練を受ける介護。

特定疾病

老化が原因とされる16種類の病気。第2号被保険者の場合は、この特定疾病が原因で要支援・要介護になった場合には、介護サービスの利用が可能。

な行

日常生活圏域

地域支援事業や地域密着型サービスを提供する際の整備単位。保険者（市町村）が、地理的条件・人口・住民の生活体系・学校区・地域づくり活動単位などの地域特性を踏まえて設定する。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態のこと。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けた人のこと。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となることが期待される。

要援護者

高齢者世帯・要介護者・障がい者等の災害時に自力での避難が困難とされる住民。

要介護状態

入浴、排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと。その状態の程度に応じて重い順に「要介護1」～「要介護5」の5段階に分けられる。要介護者は介護給付サービスの対象になる。

要支援状態

軽減もしくは悪化の防止に対する支援を要すると見込まれる状態、または、一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。状態の程度に応じて重い順に「要支援1」、「要支援2」の2段階に分けられる。

予防給付

要支援状態（要支援1～2）にある被保険者への給付。介護給付と異なり施設サービスは受けられない。

小竹町高齢者保健福祉計画

平成30年3月

発行：小竹町

〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3349 番地

TEL : 09496-2-1219

FAX : 09496-2-1140

URL : <http://town.kotake.lg.jp/>
